

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月24日
【事業年度】	第39期（自平成29年3月1日 至平成30年2月28日）
【会社名】	株式会社良品計画
【英訳名】	RYOHIN KEIKAKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松崎 暁
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
【電話番号】	(03)3989-5972（ダイヤル・イン）
【事務連絡者氏名】	執行役員企画室長 牧 光弥
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
【電話番号】	(03)3989-5972（ダイヤル・イン）
【事務連絡者氏名】	執行役員企画室長 牧 光弥
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
営業収益 (百万円)	220,620	260,254	307,532	333,281	379,551
経常利益 (百万円)	23,047	26,602	32,700	38,582	45,985
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	17,096	16,623	21,718	25,831	30,113
包括利益 (百万円)	21,190	21,573	19,337	24,481	30,308
純資産額 (百万円)	111,015	128,670	143,173	157,018	174,426
総資産額 (百万円)	140,229	186,947	200,919	214,705	238,313
1株当たり純資産額 (円)	4,071.86	4,723.72	5,247.93	5,791.78	6,476.77
1株当たり当期純利益金額 (円)	644.60	627.54	818.44	974.99	1,146.96
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	642.06	625.00	815.59	972.26	1,144.14
自己資本比率 (%)	76.9	67.0	69.4	71.3	71.3
自己資本利益率 (%)	17.0	14.3	16.4	17.7	18.6
株価収益率 (倍)	14.30	24.84	28.09	24.36	31.95
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	15,117	14,619	26,133	19,742	46,982
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	17,842	22,193	8,647	9,856	14,290
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	5,385	11,377	6,520	14,361	21,759
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	25,001	30,464	41,050	35,388	47,329
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者 数〕 (名)	4,101 [6,934]	4,795 [7,242]	5,653 [7,877]	6,992 [9,203]	8,128 [9,524]

(注) 1 営業収益には、売上高及び営業収入が含まれております。

2 上記の営業収益には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成26年 2月	平成27年 2月	平成28年 2月	平成29年 2月	平成30年 2月
営業収益 (百万円)	178,704	206,591	232,012	255,818	284,955
経常利益 (百万円)	18,841	21,418	20,409	22,719	33,919
当期純利益 (百万円)	11,731	14,152	14,155	15,921	24,136
資本金 (百万円)	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766
発行済株式総数 (株)	28,078,000	28,078,000	28,078,000	28,078,000	28,078,000
純資産額 (百万円)	92,693	104,025	112,073	118,727	127,890
総資産額 (百万円)	110,833	145,262	148,383	154,660	168,451
1株当たり純資産額 (円)	3,488.42	3,908.78	4,206.61	4,480.53	4,859.67
1株当たり配当額 (円)	155.00	190.00	246.00	293.00	345.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(75.00)	(85.00)	(110.00)	(137.00)	(162.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	442.32	534.26	533.44	600.96	919.32
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	440.58	532.10	531.58	599.27	917.06
自己資本比率 (%)	83.3	71.3	75.3	76.5	75.7
自己資本利益率 (%)	13.1	14.4	13.1	13.8	19.6
株価収益率 (倍)	20.84	29.18	43.10	39.52	39.87
配当性向 (%)	35.0	35.6	46.1	48.8	37.5
従業員数 (名)	1,438	1,540	1,646	1,808	2,035
〔ほか、平均臨時雇用者 数〕	〔4,103〕	〔4,499〕	〔4,920〕	〔5,603〕	〔5,810〕

(注) 1 営業収益には、売上高及び営業収入が含まれております。

2 上記の営業収益には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2【沿革】

当社は、株式会社西友ストア（現合同会社西友）が、昭和55年12月にプライベートブランド商品として開発・販売されてきた「無印良品」の事業基盤の確立および事業規模の拡大を目指して平成元年6月に分離独立し、株式会社良品計画として設立されたものであります。

また、平成4年9月に株式額面変更のため合併を行った合併会社（旧商号株式会社魚力、平成4年9月に株式会社良品計画と商号変更）の設立は、昭和54年5月であります。休眠状態で推移しておりました。この「有価証券報告書」では、別に記載のない限り、実質上の存続会社であります被合併会社（旧商号株式会社良品計画）について記載しております。

当社設立後、現在までの主な沿革は次のとおりであります。

年月	沿革
平成元年6月	東京都豊島区に資本金100百万円をもって株式会社良品計画を設立、卸売事業を開始。
同年7月	無印良品の売買に関し、株式会社西友（現 合同会社西友）と商品売買基本契約書を締結。
平成2年3月	株式会社西友から「無印良品」の営業を譲り受け小売事業（直営店）を開始。
平成3年7月	英国のリバティ社とパートナーシップ契約を締結。ロンドンに出店。
平成4年9月	株式の額面金額を変更するため、株式会社魚力と合併。同時に株式会社良品計画に商号変更。
平成5年3月	「無印良品」の売買に関し、株式会社ファミリーマートと商品売買基本契約書を締結。
同年 同月	子会社として、物流業務および物流加工業務を主たる目的とする株式会社アール・ケイ・トラックを東京都豊島区に設立。
平成7年7月	新規事業として、新潟県中魚沼郡津南町にて「無印良品津南キャンプ場」の運営を開始。
同年 8月	日本証券業協会に店頭登録銘柄として登録。
平成9年5月	英国のリバティ社とのパートナーシップ契約を解消し、営業を子会社RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD. に移管。
平成10年4月	RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.Sを設立。
同年 12月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成11年8月	東日本旅客鉄道株式会社と東日本キヨスク株式会社の3社で、新規事業(無印良品 com KIOSK)に関する業務提携契約を締結。
平成12年5月	ムジ・ネット株式会社（現 株式会社MUJI HOUSE）を設立。
同年 8月	東京証券取引所市場第一部に上場。
同年 9月	インターネットとFAXによるオンラインショップ「無印良品 ネットストア」を開始。
平成13年3月	MUJI(HONG KONG)CO.,LTD.を設立。
平成15年1月	MUJI(SINGAPORE)PRIVATE LTD.を設立。
同年 8月	台湾無印良品股份有限公司を設立。
平成16年9月	MUJI ITALIA S.p.A を設立。
同年 12月	MUJI Korea Co.,Ltd. を設立。
平成17年5月	無印良品(上海)商業有限公司を設立。
同年 7月	MUJI Deutschland GmbHを設立。
平成18年4月	MUJI Global Sourcing Private Limitedを設立。
同年 8月	株式会社ニューイデー（株式会社イデー）を設立。
同年 10月	MUJI U.S.A. Limitedを設立。
平成19年1月	MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITEDを設立。
平成20年3月	旅行・移動に便利な小物商品を中心に再編集したショップ「MUJI to GO」を開始。
平成21年10月	愛姆吉斯（上海）貿易有限公司を設立。
平成23年10月	MUJI (MALAYSIA) SDN.BHD.を設立。
同年 11月	世界中の日用品を紹介し情報提案する店舗「Found MUJI青山」を出店。
平成24年11月	MUJI RETAIL (Thailand) Co.,Ltd.を設立。
平成25年1月	アルシャヤ・トレーディング社とライセンス契約を締結し、中東での無印良品1号店を出店。
同年 5月	MUJI RETAIL(AUSTRALIA)PTY LTDを設立。
平成26年1月	台湾無印良品股份有限公司の全株式を取得。
同年 4月	MUJI CANADA LIMITEDを設立。
平成27年12月	MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITEDが株式取得によりMUJI SPAIN, S.L.およびMUJI PORTUGAL, LDAを子会社化。
平成28年2月	Ryohin Keikaku Reliance India Private Limitedを設立。

年月	沿革
平成29年 2月 同年 9月	MUJI PHILIPPINES CORP.を設立。 株式会社イデーを吸収合併。

3【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社22社、関連会社1社で構成されており、自社ブランド商品である「無印良品」および「MUJI」の販売を主たる業務としております。

自社ブランド商品である「無印良品」および「MUJI」につきましては、商品の企画開発、商品調達、物流加工および直営店での小売ならびに、ライセンスストアと称する「無印良品」および「MUJI」を専ら販売する店舗を運営している取引先への供給を行っております。

その他に「Café&Meal MUJI」ブランドの飲食販売、キャンプ場の運営、住宅の販売、「I D E E」ブランドの商品販売を行っております。

当社グループの事業内容および各社の事業に係る位置付けは次のとおりであります。

（国内事業）

当社が販売および供給、飲食販売およびキャンプ場の運営を行っております。また、株式会社MUJI HOUSEが住宅販売を、株式会社アール・ケイ・トラックが国内における「無印良品」の物流加工を行っております。

（東アジア事業）

MUJI (HONG KONG) CO.,LTD.、無印良品(上海)商業有限公司および台湾無印良品股份有限公司が販売および飲食販売を、MUJI Korea Co.,Ltd.が販売を行っております。

（欧米事業）

MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITEDが供給を行っております。また、RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD.、RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S.、MUJI ITALIA S.p.A.、MUJI Deutschland GmbH、MUJI SPAIN, S.L.、MUJI PORTUGAL,LDA、MUJI U.S.A. LimitedおよびMUJI CANADA LIMITEDが販売を行っております。

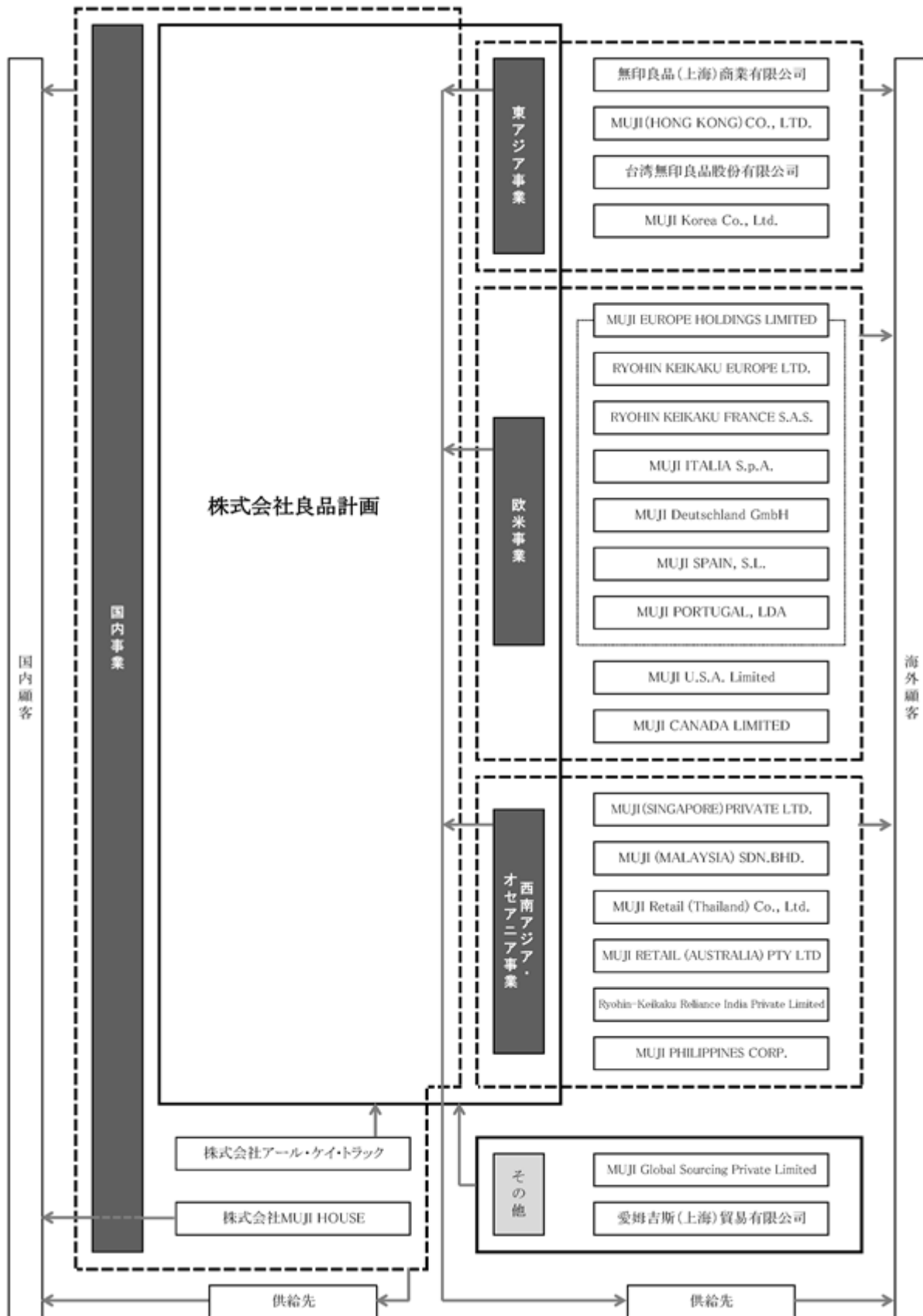
（西南アジア・オセアニア事業）

MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.、MUJI(MALAYSIA) SDN.BHD.、MUJI Retail (Thailand) Co.,Ltd.、MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD、Ryohin-Keikaku Reliance India Private LimitedおよびMUJI PHILIPPINES CORP.が販売を行っております。

（その他）

MUJI Global Sourcing Private Limitedおよび愛姆吉斯(上海)貿易有限公司が「MUJI」の商品調達を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



注1 株式会社イデーは、当連結会計年度に株式会社良品計画に吸収合併されたことにより、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。

注2 MUJI PHILIPPINES CORP.は、当連結会計年度に合併会社として設立されたことにより、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

注3 平成30年3月1日、株式会社良品計画が株式会社アール・ケイ・トラックを吸収合併いたしました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の 内 容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アール・ケイ・ トラック(注)2	東京都豊島区	30百万円	国内事業	100.0	物流加工の業務委託 を行っております。
RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD. (注)3	イギリス (ロンドン)	12,000千STG	欧米事業	66.0 (66.0)	役員の兼任等...1名
RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S. (注)3	フランス (パリ)	6,097千EUR	同上	66.0 (66.0)	
株式会社MUJI HOUSE	東京都豊島区	149百万円	国内事業	60.0	役員の兼任等...3名
MUJI(HONG KONG) CO.,LTD.	中国 (香港)	29,300千HK\$	東アジア事業	100.0	商品の供給を行って おります。 役員の兼任等...2名
MUJI(SINGAPORE) PRIVATE LTD.	シンガポール (シンガポール)	7,000千SG\$	西南アジア ・オセアニア 事業	100.0	商品の供給を行って おります。 役員の兼任等...2名
MUJI ITALIA S.p.A.	イタリア (ミラノ)	3,000千EUR	欧米事業	66.0 (66.0)	当社が債務保証を 行っております。 役員の兼任等...1名
MUJI Korea Co.,Ltd. (注)3	韓国 (ソウル)	20,000百万 ウォン	東アジア事業	60.0	商品の供給を行って おります。 役員の兼任等...2名
無印良品(上海)商業有限 公司 (注)3、7	中国 (上海)	29,000千US\$	同上	100.0	商品の供給を行って おります。 役員の兼任等...2名
MUJI Deutschland GmbH	ドイツ (デュッセルドルフ)	4,000千EUR	欧米事業	66.0 (66.0)	
MUJI Global Sourcing Private Limited	シンガポール (シンガポール)	6,000千SG\$	その他	100.0	商品の供給を受けて おります。 役員の兼任等...1名
MUJI U.S.A. Limited (注)3	アメリカ合衆国 (ニューヨーク)	20,548千US\$	欧米事業	80.0	商品の供給を行って おります。 なお、当社が債務保 証を行っておりま す。 役員の兼任等...1名

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED (注)3	イギリス (ロンドン)	25,276千STG	欧米事業	66.0	商品の供給を行っております。 役員の兼任等...2名
愛姆吉斯(上海)貿易有限 公司	中国 (上海)	150千US\$	その他	100.0 (100.0)	
MUJI (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア (クアラルンプール)	7,000千RM	西南アジア ・オセアニア 事業	100.0 (100.0)	商品の供給を行っております。 役員の兼任等...1名
MUJI Retail(Thailand) Co.,Ltd. (注)3	タイ王国 (バンコク)	340百万THB	同上	50.0	商品の供給を行っております。 役員の兼任等...1名
MUJI RETAIL(AUSTRALIA) PTY LTD	オーストラリア (メルボルン)	5,300千AU\$	同上	100.0	商品の供給を行っております。 なお、当社が債務保 証を行っております。 役員の兼任等...1名
台湾無印良品股份有限公 司 (注)3	台湾 (台北)	323,826 千NT\$	東アジア事業	100.0	商品の供給を行っております。 役員の兼任等...2名
MUJI CANADA LIMITED (注)3	カナダ (トロント)	8,000千CA\$	欧米事業	100.0	商品の供給を行っております。 なお、当社が債務保 証を行っております。 役員の兼任等...1名
MUJI SPAIN, S.L.	スペイン (バルセロナ)	1,750千EUR	同上	66.0 (66.0)	役員の兼任等...1名
MUJI PORTUGAL, LDA	ポルトガル (リスボン)	100千EUR	同上	66.0 (66.0)	当社が債務保証を 行っております。 役員の兼任等...1名
Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limited	インド (ムンバイ)	210百万INR	西南アジア ・オセアニア 事業	51.0	商品の供給を行っております。 役員の兼任等...2名
(持分法適用関連会社) MUJI PHILIPPINES CORP. (注)6	フィリピン (マカティ)	175百万PHP	同上	49.0	商品の供給を行っております。 役員の兼任等...1名

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 平成30年3月1日、株式会社良品計画が株式会社アール・ケイ・トラックを吸収合併いたしました。
3 特定子会社に該当しております。
4 上記会社は、いずれも有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。
5 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。
6 MUJI PHILIPPINES CORP.は、当連結会計年度に合併会社として設立されたことにより、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。
7 無印良品(上海)商業有限公司については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	67,214	百万円
	(2) 経常利益	13,941	百万円
	(3) 当期純利益	10,323	百万円
	(4) 純資産額	39,625	百万円
	(5) 総資産額	56,005	百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
国内事業	1,588[5,987]
東アジア事業	4,674[2,786]
欧米事業	620 [395]
西南アジア・オセアニア事業	620 [259]
報告セグメント計	7,502[9,427]
その他	53 [-]
全社(共通)	573 [97]
合計	8,128[9,524]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、[]内は臨時従業員数の年間の平均人員を外書で記載しております。
- 2 全社(共通)に記載されている従業員数は、特定のセグメントに分類できない管理部門に所属するものです。
- 3 当連結会計年度の従業員の増加の主な理由は、新規出店に伴う採用によるものです。

(2) 提出会社の状況

平成30年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,035[5,810]	36.43	6.87	5,741,026

セグメントの名称	従業員数(人)
国内事業	1,456[5,711]
東アジア事業	4 [2]
欧米事業	1 [-]
西南アジア・オセアニア事業	1 [-]
報告セグメント計	1,462[5,713]
全社(共通)	573 [97]
合計	2,035[5,810]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、[]内は臨時従業員数の年間の平均人員を外書で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
- 3 全社(共通)に記載されている従業員数は、特定のセグメントに分類できない管理部門に所属するものです。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合はSEIYUグループ労働組合連合会に属し、組合員数は平成30年2月28日現在1,386人であり、労使関係は、きわめて安定して推移しており特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国経済は、輸出主導の景気拡大が続いており、家計と企業の良い所得・収益環境を背景に、個人消費と設備投資が高めの伸びを示しています。

世界経済に目を向けると、米国は堅調な個人消費と設備投資により底堅さが持続しており、欧州はユーロ圏を中心に堅調に推移しております。また中国は小幅に景気が減速するものの安定成長を維持しています。

このような状況の中、当社グループ（当社、連結子会社、関連会社）は、「『感じ良い暮らし』を実現する企業」として、

「素材の選択」「工程の点検」「包装の簡略化」の3つの視点を基本に、生産者や生活者にとって役に立つ商品・サービスの開発、およびそれらを世界中の人々に提案するための店舗数の拡大に努めてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績については、下記のとおりであります。

営業収益	3,795億51百万円（前年同期比 13.9%増）
売上高	3,788億1百万円（前年同期比 13.9%増）
営業利益	452億86百万円（前年同期比 18.3%増）
経常利益	459億85百万円（前年同期比 19.2%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	301億13百万円（前年同期比 16.6%増）

(当連結会計年度におけるセグメント別の概況)

当連結会計年度における当社グループのセグメント別業績は、次のとおりであります。

国内事業

国内事業の当連結会計年度の営業収益は2,347億91百万円（前年同期比8.8%増）、セグメント利益は285億51百万円（前年同期比30.1%増）となりました。

国内事業のうち、直営店の売上高は前期に比べ11.4%増加となり、高い伸びを示しました。またネットストアの売上高が前期に比べ3.9%の増加となり、引き続き堅調に推移しています。

衣服・雑貨では紳士ウェアが好調であったことに加えて、仕様を変更いたしましたハードキャリアが売上を大きく牽引いたしました。

生活雑貨では「脚付マットレス」、「体にフィットするソファ」や化粧水を中心としたスキンケアシリーズやアロマ関連商材、基本となる戦略商品であるタオルやスリッパが好調に推移いたしました。

また、食品では「バターチキンカレー」などのレトルトカレーやごはんにかけるシリーズなどの売上が好調でした。

東アジア事業

東アジア事業の当連結会計年度の営業収益は1,098億3百万円（前年同期比22.4%増）、セグメント利益は168億61百万円（前年同期比2.5%増）となりました。

中国では引き続き、積極的な出店を行い、当連結会計年度末においては店舗数が229店舗になりました。また、台湾や韓国、香港においても積極的に新規出店を行い、売上、利益ともに伸ばいたしました。

各社とも特に衣服・雑貨の売上が好調に推移いたしました。

欧米事業

欧米事業の当連結会計年度の営業収益は212億25百万円（前年同期比20.6%増）、セグメント損失は8億98百万円（前年同期に比べ46百万円の損失増加）となりました。

欧州において実施した倉庫移転に伴い発生した一時的な費用が収束したことにより、物流費が削減できました。また、既存店の売上についても昨年を超える状況が続いており、回復基調が持続しています。

米国においては新規出店や改装店舗のリニューアルオープンが遅延したこと等により、苦戦いたしました。

西南アジア・オセアニア事業

西南アジア・オセアニア事業の当連結会計年度の営業収益は137億29百万円（前年同期33.9%増）、セグメント利益は1億28百万円（前年同期比7.3%減）となりました。

各国において新規出店や改装を積極的に行い、安定して利益が確保できる構造ができております。シンガポールにおいては2017年7月に旗艦店を開店し、集客に大きく貢献しております。

新規国としては、フィリピンにて設立した合弁会社が、2017年4月より無印良品事業を展開しており、順調に推移しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動および新規出店等による投資活動、並びに財務活動を行った結果、当連結会計年度末の資金残高は、前連結会計年度末に比べ119億41百万円増加し473億29百万円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動で得られた資金は、469億82百万円（前年同期は197億42百万円の収入）となりました。

これは主に、税引前当期純利益451億63百万円、減価償却費68億72百万円およびソフトウェア投資等償却21億26百万円によるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果使用した資金は、142億90百万円（前年同期は98億56百万円の支出）となりました。

これは主に、店舗等の有形固定資産の取得による支出94億17百万円、店舗出店による敷金等の支出13億53百万円、ソフトウェア投資等の無形固定資産の取得による支出32億3百万円および定期預金預入による支出11億38百万円によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果使用した資金は、217億59百万円（前年同期は143億61百万円の支出）となりました。

これは主に、配当金の支払83億85百万円、長期借入金の返済による支出79億61百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)販売実績

当連結会計年度における販売実績（営業収益）をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		営業収益(百万円)	前期比(%)
国内事業		234,791	108.8
東アジア事業	中国	67,174	122.2
	台湾	16,287	120.7
	香港	15,452	111.3
	韓国	10,888	147.6
	小計	109,803	122.4
欧米事業	アメリカ合衆国	6,945	127.6
	イギリス	3,801	107.8
	フランス	2,777	101.9
	カナダ	2,279	209.1
	ドイツ	2,034	112.7
	イタリア	1,836	108.3
	スペイン	989	117.8
	ポルトガル	269	141.3
	その他	292	101.7
	小計	21,225	120.6
西南アジア・オセアニア事業	シンガポール	5,012	129.1
	タイ	2,836	128.0
	オーストラリア	2,305	132.5
	マレーシア	1,557	146.7
	インド	452	329.3
	その他	1,564	128.4
	小計	13,729	133.9
セグメント計		379,549	113.9
その他		1	103.1
合計		379,551	113.9

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル調達事業でありま
す。

2. 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 営業収益の商品別の構成は次のとおりであります。

商品別	営業収益(百万円)	前期比(%)
衣服・雑貨	144,004	117.5
生活雑貨	198,451	112.4
食品	23,954	108.8
その他	13,140	108.6
合計	379,551	113.9

(注) 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、世界の人々に「感じ良いくらし」を提案し、「高い」を通じて社会に貢献したいと考えております。当社グループにおける商品開発の原点は、生活の基本となる、本当に必要なものを、本当に必要なかたちでつくること。素材を見直し、生産工程の手間を省き、包装を簡略にすることで、シンプルで美しい、環境に配慮した商品を世に送り出してまいりました。

昨今の様々な自然災害や環境問題を目の当たりにし、省資源・省エネルギーを意識した消費行動が着実に主流になってきております。私たちは「社会にとって良いことを行う企業」を目指し、独自の思想から「良い商品」「良い環境」「良い情報」をより一層磨きあげ、企業価値の向上に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

グローバルサプライチェーンマネジメント向上

適時適量の商品仕入れを支えるグローバルサプライチェーンマネジメントを向上させてまいります。そのために、サプライチェーンのPDCAサイクルを循環させながら、常に問題点の改善を進め、グローバル視点による効率的な調達構造を構築してまいります。これにより、独自性のある品揃え及びお求めやすい価格を実現いたします。

商品開発力の向上

世界中の地域で信頼され、地域文化に貢献できる品揃えやサービスを、適正価格及び適正品質で提供してまいります。そのために、生活者との双方向のコミュニケーションを重ねながら、毎日のくらしに役立つ日用品の基幹アイテム開発を重点的に行ってまいります。これにより、新たな市場開拓及び店舗大型化を実現いたします。

グローバル人材育成

世界中で無印良品の思想を体現及び伝播できる人材を育成してまいります。そのために、管理系のシステム整備、及び業務標準化を進めたコンパクトなグローバル本部を構築し、効率的なトレーニングによって、業務経験及び知識の蓄積が行える環境を整えてまいります。これにより、専門性及び多様性のある人材の活躍を促し、持続的な成長を実現いたします。

ステークホルダーの期待に応えるコーポレートガバナンスの実現

各方面のステークホルダーの期待に応えるコーポレートガバナンスを実現してまいります。そのために、理念及びビジョンの趣旨及び精神を踏まえ、自らのガバナンス上の課題の有無を十分に把握した上で、適切に対応してまいります。これにより、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現いたします。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成30年5月24日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況、消費動向について

当社グループは、衣服・雑貨、生活雑貨、食品等のオリジナル商品を通してライフスタイルを提案する事業を営んでおり、国内、海外各国における気候状況、景気後退、及び海外での治安悪化及びそれに伴う消費縮小は当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外の事業展開について

当社グループは、ヨーロッパ地域においてイギリス、フランス、スウェーデン、イタリア、ドイツ、アイルランド、スペイン、ポーランド、ポルトガル、アジア・オセアニア地域において、香港、シンガポール、韓国、台湾、中国、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、クウェート、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、バーレーン、カタール、オーストラリア、北米地域においてアメリカ合衆国、カナダでの子会社または合弁会社による店舗展開、または現地有力企業への商品供給による事業ならびに現地における商品調達を行っております。

これらの海外における事業展開には、以下のようないくつかのリスクが内在しております。

予期しない法律または規制の変更、強化

為替レートの変動

不利な政治または経済要因

税制または税率の変更

テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱等

万一、上記のような事象が発生した場合、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新規事業について

当社グループは、住宅事業や流通加工等の小売以外の事業を展開しております。これらの事業は、多くの技術課題を解決し、販売拡大の手法を構築することが重要であります。これらの事業は不確定要因が多く、事業計画どおり達成できなかった場合は、それまでの投資負担が、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 災害等について

当社グループは、国内外に店舗、物流センター等を保有しており、地震、暴風雨、洪水その他の自然災害、事故、火災、テロ、戦争その他の人災等が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の管理について

当社グループは、営業取引、インターネット取引等により、相当数の個人情報を保有しております。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備し、厳重に行っておりますが、万一個人情報が外部へ漏洩するような事態となった場合は、社会的信用の失墜による売上の減少、または損害賠償による費用の発生等が考えられ、その場合には当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

6【研究開発活動】

当社グループの自社ブランド商品「無印良品」の生活者のニーズへの対応と新規需要開拓のために、常に最新の商品情報を収集し、意欲的な商品研究開発活動を進めております。

商品調達部門である衣服・雑貨部、生活雑貨部及び食品部において商品企画開発を進めております。また、衣服・雑貨部及び生活雑貨部内に企画デザイン室を設置し、更なる商品開発の強化を図っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は14億35百万円であります。

なお、当社グループにおける研究開発活動は概ね全セグメント区分に共通する「無印良品」の開発を目的としておりますので、セグメント別の記載は行っておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高及び営業総利益

当連結会計年度の売上高につきましては、前連結会計年度に比べて、462億20百万円増（前期比13.9%増）の3,788億1百万円となりました。セグメント別売上高の詳細については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

売上高が増加した主な要因は、国内における無印良品店舗の増加（10店舗）及びネットストアの伸張等に加えて、海外における無印良品店舗の増加（50店舗）によるものです。

また、営業総利益は、前連結会計年度に比べて259億58百万円増加し1,918億19百万円となりました。売上高に対する比率は50.6%となり、前連結会計年度より0.8ポイント増加いたしました。

販売費及び一般管理費及び営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費につきましては、前連結会計年度に比べて189億49百万円増（前期比14.9%増）の1,465億32百万円となりました。売上高に対する比率は38.7%となり、前連結会計年度より0.3ポイント増加いたしました。

この結果、営業利益は前連結会計年度に比べて70億8百万円増加し、452億86百万円となりました。売上高に対する比率は12.0%となり、前連結会計年度より0.4ポイント増加いたしました。

営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益につきましては、前連結会計年度に比べて289百万円増加し、14億62百万円となりました。受取利息が前連結会計年度に比べて1億60百万円増加したことが主な要因です。また、営業外費用につきましては、1億3百万円減少し7億63百万円となりました。

この結果、経常利益は前連結会計年度に比べて74億2百万円増加し、459億85百万円となりました。売上高に対する比率は12.1%となり、0.5ポイント増加いたしました。

特別損益及び親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の特別利益につきましては、前連結会計年度に比べて6億87百万円減少し、16百万円となりました。主な要因は、前連結会計年度に投資有価証券売却益を6億68百万円計上したことによるものです。また、特別損失につきましては、2億円増加し、8億38百万円となりました。

この結果、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度に比べて65億13百万円増加し、451億63百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べて42億81百万円増加し、301億13百万円となり、1株当たり当期純利益は前連結会計年度974円99銭から1,146円96銭に増加いたしました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産、負債及び資本の状況

当連結会計年度末における当社グループの総資産は2,383億13百万円となり、前連結会計年度末に比べ236億7百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加123億19百万円、繰延税金資産の増加18億43百万円、商品の増加17億60百万円、直営店の出店及び改装による有形固定資産の増加26億11百万円、投資有価証券の増加16億8百万円によるものです。

負債は638億86百万円と61億円99百万円増加いたしました。これは主に、未払法人税等の増加34億15百万円、長期借入金の増加16億14百万円、買掛金の増加10億77百万円、繰延税金負債の増加10億4百万円によるものです。

純資産は1,744億26百万円と174億7百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加217億23百万円、自己株式の増加46億52百万円によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当社グループの資金の状況につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資総額は139億74百万円であります。主な目的は、国内外における店舗の新設・改装、情報システム投資、物流センター投資であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資額 (百万円)	主な投資内容
国内事業	4,934	店舗の新設・改装、情報システム投資
東アジア事業	3,456	店舗の新設・改装、情報システム投資
欧米事業	1,753	店舗の新設・改装、情報システム投資
西南アジア・ オセアニア事業	862	店舗の新設・改装、情報システム投資
その他	12	情報システム投資
全社	2,955	情報システム投資、物流センター投資
合計	13,974	

(注) 上記設備投資額にはソフトウェア、敷金及び保証金等を含んでおります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		その他	合計	
					面積 (千㎡)	金額			
北海道地区 無印良品 札幌ステラプレイス (北海道札幌市中央区) 他 国内事業11店舗	国内事業	店舗	277	-	-	-	135	412	45 〔203〕
東北地区 無印良品 エスパル仙台 (宮城県仙台市青葉区) 他 国内事業6店舗	国内事業	店舗	92	-	-	-	48	141	23 〔116〕
関東地区 無印良品 有楽町 (東京都千代田区) 他 国内事業163店舗	国内事業	店舗 キャンプ場	3,163	0	-	-	1,197	4,360	772 〔3,050〕
甲信越地区 無印良品 ラザウォーク甲斐双葉 (山梨県甲斐市) 他 国内事業6店舗	国内事業	店舗 キャンプ場	151	-	-	-	66	217	26 〔82〕
北陸地区 無印良品 富山ファボーレ (富山県富山市婦中町) 他 国内事業5店舗	国内事業	店舗	53	-	-	-	22	75	18 〔70〕
東海地区 無印良品 名古屋名鉄百貨店 (愛知県名古屋市中村区) 他 国内事業41店舗	国内事業	店舗 キャンプ場	702	-	-	-	252	955	130 〔533〕
近畿地区 無印良品 グランフロント大阪 (大阪府大阪市北区) 他 国内事業54店舗	国内事業	店舗	1,320	-	-	-	564	1,885	239 〔991〕
中国・四国・九州地区 無印良品 天神大名 (福岡県福岡市中央区) 他 国内事業41店舗	国内事業	店舗	882	-	-	-	358	1,240	152 〔664〕
良品計画 神戸センター (兵庫県神戸市中央区)	全社(共通)	物流センター	938	296	-	-	30	1,265	-
良品計画 新潟物流センター (新潟県長岡市中之島)	全社(共通)	物流センター	864	110	21	409	50	1,434	-
良品計画 福岡センター (福岡県糟屋郡宇美町)	全社(共通)	物流センター	0	51	-	-	10	61	-
良品計画 鳩山センター (埼玉県比企郡鳩山町)	全社(共通)	物流センター	9,586	1,609	166	827	171	12,194	-
本部他 (東京都豊島区)	全社(共通)	事務所他	1,327	14	1	629	1,819	3,790	630 〔101〕

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		その他	合計	
				金額	金額	面積 (千㎡)	金額	金額	金額	
株式会社 アール・ケイ・ト ラック	鳩山センター他 (埼玉県比企郡鳩山 町)	国内事業	物流セン ター他	16	63	-	-	100	180	86 〔265〕
株式会社 MUJI HOUSE	本部他 (東京都豊島区)	国内事業	事務所他	40	0	0	41	96	179	46 〔11〕

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		その他	合計	
				金額	金額	面積 (千㎡)	金額	金額	金額	
無印良品(上海) 商業有限公司	Head Office (上海) 他229店舗	東アジア事業	事務所 店舗	2,134	-	-	-	927	3,062	3,055 〔1,866〕
MUJI(HONG KONG) CO.,LTD.	Head Office (香港) 他19店舗	東アジア事業	事務所 店舗	1,253	89	-	-	410	1,753	538 〔214〕
台湾無印良品 股份有限公司	Head Office (台北) 他45店舗	東アジア事業	事務所 店舗	880	-	-	-	123	1,003	726 〔534〕
MUJI Korea Co.,Ltd.	Head Office (ソウル) 他26店舗	東アジア事業	事務所 店舗	732	-	-	-	354	1,086	351 〔170〕
MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED	Head Office (ロンドン)	欧米事業	事務所	0	35	-	-	1	37	48
RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD	Head Office (ロンドン) 他12店舗	欧米事業	事務所 店舗	65	1	-	-	28	94	134 〔36〕
RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S.	Head Office (パリ) 他7店舗	欧米事業	事務所 店舗	-	12	-	-	266	278	107 〔5〕
MUJI ITALIA S.p.A.	Head Office (ミラノ) 他8店舗	欧米事業	事務所 店舗	236	10	-	-	140	388	57 〔26〕
MUJI Deutschland GmbH	Head Office (デュッセルドルフ) 他7店舗	欧米事業	事務所 店舗	116	-	-	-	62	178	40 〔52〕
MUJI SPAIN, S.L.	Head Office (バルセロナ) 他6店舗	欧米事業	事務所 店舗	59	0	-	-	32	92	41 〔16〕
MUJI PORTUGAL, LDA	1店舗 (リスボン)	欧米事業	店舗	7	-	-	-	4	12	8 〔9〕
MUJI U.S.A. LIMITED	Head Office (ニューヨーク) 他15店舗	欧米事業	事務所 店舗	1,531	31	-	-	98	1,661	108 〔157〕
MUJI CANADA LIMITED	Head Office (トロント) 他6店舗	欧米事業	事務所 店舗	667	-	-	-	168	835	76 〔94〕

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		その他	合計	
				金額	金額	面積 (千㎡)	金額	金額	金額	
MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.	Head Office (シンガポール) 他11店舗	西南アジア・ オセアニア 事業	事務所 店舗	439	73	-	-	103	616	191 〔131〕
MUJI (MALAYSIA) SDN. BHD.	Head Office (クアラルンプール) 他7店舗	西南アジア・ オセアニア 事業	事務所 店舗	142	39	-	-	47	228	99 〔73〕
MUJI Retail (Thailand) Co.,Ltd.	Head Office (バンコク) 他16店舗	西南アジア・ オセアニア 事業	事務所 店舗	209	-	-	-	133	343	154
MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD	Head Office (メルボルン) 他3店舗	西南アジア・ オセアニア 事業	事務所 店舗	225	-	-	-	80	305	26 〔50〕
Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limited	Head Office (ムンバイ) 他4店舗	西南アジア・ オセアニア 事業	事務所 店舗	57	13	-	-	49	120	96
MUJI Global Sourcing Private Limited	Head Office (シンガポール)	その他	事務所	-	4	-	-	7	11	36
愛姆吉斯(上海) 貿易有限公司	Head Office (上海)	その他	事務所	-	0	-	-	0	1	17

(注) 1 各資産の金額は、帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

3 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
世界旗艦店 (東京都中央区)	新設	国内事業	店舗	未定(注)	471	自己資金	平成27年 4月	平成31年 4月
MUJI HOTEL 銀座(仮称) (東京都中央区)	新設	国内事業	宿泊	未定(注)	-	自己資金	平成27年 4月	平成31年 4月
イオンモール堺北花田 (大阪府堺市)	新設	国内事業	店舗	600	21	自己資金	平成30年 1月	平成30年 3月
アリオ倉敷 (岡山県倉敷市)	新設	国内事業	店舗	122	2	自己資金	平成30年 2月	平成30年 4月

(注) 投資予定額の総額については、建設工事が未確定であるため、未定としております。

国内子会社

当連結会計年度末現在において、重要な設備の新設等は計画しておりません。

在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
無印良品(上海) 商業有限公司	北京世貿天階 (北京)	東アジア 事業	店舗	34	-	自己資金	平成30年 2月	平成30年 6月
無印良品(上海) 商業有限公司	無印良品 武漢群星城 (武漢)	東アジア 事業	店舗	84	-	自己資金	平成30年 2月	平成30年 9月
無印良品(上海) 商業有限公司	無印良品 杭州工聯大廈 (杭州)	東アジア 事業	店舗	392	-	自己資金	平成30年 1月	平成30年 12月
無印良品(上海) 商業有限公司	無印良品 南京東方福来徳 (南京)	東アジア 事業	店舗	399	-	自己資金	平成30年 2月	平成30年 12月
MUJI Korea Co.,Ltd.	MUJI IFC MALL (ソウル)	東アジア 事業	店舗	161	27	自己資金	平成29年 9月	平成30年 4月
MUJI Korea Co.,Ltd.	MUJI LOTTE DEPARTMENT STORE DAEJEON (大田)	東アジア 事業	店舗	65	-	自己資金	平成30年 1月	平成30年 3月
MUJI U.S.A. Limited	Santa Monica Third St. Promenade (カリフォルニア)	欧米事業	店舗	568	0	自己資金	平成29年 9月	平成30年 8月

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
MUJI U.S.A. Limited	MUJI Seattle Bellevue (ワシントン)	欧米事業	店舗	284	-	自己資金	-	平成30年 9月
MUJI U.S.A. Limited	MUJI Portland (オレゴン)	欧米事業	店舗	405	-	自己資金	平成30年 2月	平成30年 10月
MUJI CANADA LIMITED	MUJI Richmond Centre (ブリティッシュ コロンビア)	欧米事業	店舗	81	-	自己資金	平成29年 2月	平成30年 4月
MUJI CANADA LIMITED	MUJI Scarborough town Centre (オンタリオ)	欧米事業	店舗	103	-	自己資金	平成28年 6月	平成30年 3月
MUJI CANADA LIMITED	MUJI Atrium (オンタリオ)	欧米事業	店舗	940	-	自己資金	平成29年 5月	平成30年 11月
MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD	MUJI WESTFIELD CHATSWOOD (ニューサウス ウェールズ)	西南アジア ・オセアニア 事業	店舗	198	-	自己資金	平成29年 12月	平成30年 3月
MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD	MUJI Canberra Centre (キャンベラ)	西南アジア ・オセアニア 事業	店舗	135	-	自己資金	平成30年 4月	平成30年 8月

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末現在において、重要な設備の除却は計画しておりません。

(注) 上記金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,312,000
計	112,312,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成30年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成30年5月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,078,000	28,078,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	28,078,000	28,078,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。
平成16年5月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成17年4月7日から 平成36年5月31日まで	平成17年4月7日から 平成36年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)(1)新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

(2)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。

(3)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成17年5月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	24	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400	2,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成17年6月15日から 平成37年5月31日まで	平成17年6月15日から 平成37年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)(1)新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)に拘わらず、平成36年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成36年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。

(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。

(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成18年5月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	7	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	700	700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成18年7月13日から 平成38年5月31日まで	平成18年7月13日から 平成38年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,122 資本組入額 4,061 (注)1	発行価格 8,122 資本組入額 4,061 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。
2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)に拘わらず、平成37年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成37年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成18年5月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,300	1,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成18年7月13日から 平成38年5月31日まで	平成18年7月13日から 平成38年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,122 資本組入額 4,061 (注)1	発行価格 8,122 資本組入額 4,061 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。
2. (1)新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)に拘わらず、平成37年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成37年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成19年7月3日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	17	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,700	1,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成19年7月20日から 平成39年5月31日まで	平成19年7月20日から 平成39年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,702 資本組入額 3,351 (注)1	発行価格 6,702 資本組入額 3,351 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)に拘わらず、平成38年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成38年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成20年7月2日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成20年7月18日から 平成40年5月31日まで	平成20年7月18日から 平成40年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,737 資本組入額 2,369 (注)1	発行価格 4,737 資本組入額 2,369 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)に拘わらず、平成39年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成39年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成21年7月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	68	68
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,800	6,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成21年7月29日から 平成41年5月31日まで	平成21年7月29日から 平成41年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,932 資本組入額 1,466 (注)1	発行価格 2,932 資本組入額 1,466 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。
2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)に拘わらず、平成40年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成40年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成22年7月9日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	72	72
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,200	7,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成22年7月27日から 平成42年5月31日まで	平成22年7月27日から 平成42年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,279 資本組入額 1,140 (注)1	発行価格 2,279 資本組入額 1,140 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。
2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)に拘わらず、平成41年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成41年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成23年6月1日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	79	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,900	7,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日から 平成43年5月31日まで	平成23年6月17日から 平成43年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,811 資本組入額 1,406 (注)1	発行価格 2,811 資本組入額 1,406 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)に拘わらず、平成42年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成42年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成24年6月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	81	81
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,100	8,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成24年6月29日から 平成44年5月31日まで	平成24年6月29日から 平成44年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,305 資本組入額 1,653 (注)1	発行価格 3,305 資本組入額 1,653 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。
2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)に拘わらず、平成43年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成43年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成25年6月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	51	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,100	5,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成25年6月28日から 平成45年5月31日まで	平成25年6月28日から 平成45年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,230 資本組入額 3,615 (注)1	発行価格 7,230 資本組入額 3,615 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。
2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)に拘わらず、平成44年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成44年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
(3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
(4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成26年 6 月 4 日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年 2 月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年 4 月30日)
新株予約権の数(個)	37	37
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,700	3,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成26年 6 月20日から 平成46年 5 月31日まで	平成26年 6 月20日から 平成46年 5 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,990 資本組入額 4,995 (注) 1	発行価格 9,990 資本組入額 4,995 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、平成45年 5 月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成45年 6 月 1 日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権 1 個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成27年5月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000	3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成27年6月12日から 平成47年5月31日まで	平成27年6月12日から 平成47年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,233 資本組入額 9,617 (注)1	発行価格 19,233 資本組入額 9,617 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、平成46年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成46年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成28年6月8日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	24	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400	2,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成28年6月24日から 平成58年5月31日まで	平成28年6月24日から 平成58年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22,263 資本組入額 11,132 (注)1	発行価格 22,263 資本組入額 11,132 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、平成57年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成57年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
- (3)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

平成29年6月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	32	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200	3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成29年6月23日から 平成59年5月31日まで	平成29年6月23日から 平成59年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,288 資本組入額 12,644 (注)1	発行価格 25,288 資本組入額 12,644 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、平成58年5月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には平成58年6月1日以降、当該新株予約権者は新株予約権を行使できるものとする。
- (3)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成11年10月19日	14,039,000	28,078,000	-	6,766	-	10,075

(注) 1株につき2株の割合をもって株式分割

(6) 【所有者別状況】

平成30年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	77	31	83	600	9	5,730	6,530	-
所有株式数(単元)	-	59,489	3,971	28,075	156,731	14	32,209	280,489	29,100
所有株式数の割合(%)	-	21.21	1.42	10.01	55.88	0.00	11.48	100.00	-

(注) 自己株式1,726,966株は「個人その他」に17,269単元及び「単元未満株式の状況」に66株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成30年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	1,765	6.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,516	5.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,194	4.25
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	1,078	3.84
GIC PRIVATE LIMITED-C (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE 068912 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,017	3.62
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	750	2.67
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP. U.K.(東京都港区港南2丁目15番1号)	672	2.40
GIC PRIVATE LIMITED-H (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE 068912 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	659	2.35
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	631	2.25
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	561	2.00
計	-	9,847	35.07

(注) 1. 当社は自己株式1,726千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.15%)を保有しておりますが、上記の「大株主の状況」から除いております。

2. 上記の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は次の通りであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,308千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	613千株

3. 平成29年12月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 2において、テンブルトン・インベストメント・カウンセラー・エルエルシー及びその共同保有者3社が平成29年11月30日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書No. 2の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
テンブルトン・インベストメント・カウンセラー・エルエルシー	300 S.E. 2nd Street, Fort Lauderdale, Florida 33301 United States	968	3.45
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ	5000 Yonge Street, Suite 1200, Toronto, Ontario, Canada M2N 0A7	297	1.06
テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	BOX N-7759, Lyford Cay, Nassau, Bahamas	779	2.78
フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	Cannon Place, 78 Cannon Street, London, EC4N 6HL, England	34	0.12

4. 平成30年2月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 25において、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー並びにその共同保有者3社が平成30年2月15日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書No. 25の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	333 South Hope Street, Los Angeles, California, U.S.A.	145	0.52
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England	41	0.15
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階	71	0.26
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	2,041	7.27

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成30年 2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,726,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,322,000	263,220	-
単元未満株式	普通株式 29,100	-	-
発行済株式総数	28,078,000	-	-
総株主の議決権	-	263,220	-

【自己株式等】

平成30年 2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号	1,726,900	-	1,726,900	6.15%
計	-	1,726,900	-	1,726,900	6.15%

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

(平成16年5月26日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成16年5月26日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成16年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	20,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成17年4月7日～平成36年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (3)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成17年5月25日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成17年5月25日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	20,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成17年6月15日～平成37年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (3)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成18年5月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、当社の取締役に対し、新株予約権を無償で発行することを平成18年5月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年5月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	10,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成18年7月13日～平成38年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成37年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成37年6月1日から平成38年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成18年5月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、当社の執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成18年5月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年5月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の執行役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	10,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成18年7月13日～平成38年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成37年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成37年6月1日から平成38年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成19年7月3日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成19年7月3日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年7月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	10,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成19年7月20日～平成39年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成38年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成38年6月1日から平成39年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成20年7月2日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成20年7月2日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年7月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	12,900株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成20年7月18日～平成40年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成39年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成39年6月1日から平成40年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成21年7月13日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成21年7月13日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	18,500株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成21年7月29日～平成41年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成40年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成40年6月1日から平成41年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成22年7月9日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成22年7月9日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年7月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	21,600株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成22年7月27日～平成42年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成41年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成41年6月1日から平成42年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成23年6月1日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成23年6月1日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	19,900株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～平成43年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成42年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成42年6月1日から平成43年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成24年6月13日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成24年6月13日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	16,900株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成24年6月29日～平成44年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成43年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成43年6月1日から平成44年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成25年6月12日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成25年6月12日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	9,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成25年6月28日～平成45年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成44年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成44年6月1日から平成45年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成26年6月4日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成26年6月4日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	6,600株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成26年6月20日～平成46年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成44年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成45年6月1日から平成46年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成27年5月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成27年5月27日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	3,800株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成27年6月12日～平成47年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成46年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成46年6月1日から平成47年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)新株予約権の全部または一部を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成28年6月8日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成28年6月8日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年6月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	3,200株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成28年6月24日～平成58年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成57年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成57年6月1日から平成58年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(平成29年6月7日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行することを平成29年6月7日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成29年6月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	3,600株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1
新株予約権の行使期間	平成29年6月23日～平成59年5月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

- 2 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、平成58年5月31日に至るまでに権利行使の日を迎えなかった場合、平成58年6月1日から平成59年5月31日までの期間に限り、新株予約権を行使できる。
- (3)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により定める。

(1 0) 【従業員株式所有制度の内容】

良品計画社員持株会専用信託

従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」という。)を導入いたしました。

本プランは良品計画社員持株会(以下、「本持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであり、従業員に対する当社グループの中長期的企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた、当社グループの恒常的な発展を促すことを目的としております。

本プランにおいては、当社が「良品計画社員持株会専用信託」(以下、「従持信託」という。)を設定し、従持信託が信託設定後約4年間にわたり、本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社普通株式を、借入金を原資として、取引市場から取得します。従持信託は、本持株会と締結された株式注文契約に基づき、信託期間(約4年)において、毎月、本持株会に対して保有する当社株式を一定の計画(条件及び方法)に従って、継続的に売却します。従持信託は、その売却代金を、本持株会の会員からの給与天引き等によって拠出される金額を本持株会から受け取り、当該売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、貸付人への借入金の返済及び金利の支払を行います。従持信託の終了後、信託財産に属する金銭から、信託費用や未払いの借入元金などを支払い、残余の財産が存在する場合は、当該金銭を、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者である野村信託銀行株式会社と当社が締結する事務委託契約に基づき、野村信託銀行株式会社が、当該契約の委託者である当社を介して、従業員に金銭の分配を行います。なお、借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証履行します。

従持信託の概要

委託者 当社

受託者 野村信託銀行株式会社

信託契約日 平成29年4月12日

信託期間 平成29年4月12日～平成33年3月31日

本持株会に取得させる予定の株式の総数

66,500株

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

受益者適格要件を充足する本持株会会員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成29年4月12日)での決議状況 (取得期間 平成29年4月19日～平成29年8月31日)	100,000	2,492,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	78,000	1,932,060,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	22,000	559,940,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	22.00	22.47
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注)1 自己株式の取得方法は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)により行っております。

2 当事業年度における取得自己株式には、野村信託銀行株式会社が取得した当社株式66,500株(良品計画社員持株会専用信託口)及び三井住友信託銀行株式会社が取得した当社株式60,000株(海外グループ会社の役職員を受益者とする他益信託)を含めておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	44	1,255,320
当期間における取得自己株式	10	383,000

(注)当期間における取得自己株式には平成30年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権行使)	7,200	52,375,176	-	-
保有自己株式数	1,726,966	-	1,726,976	-

(注)1 当事業年度における処理自己株式数には、野村信託銀行株式会社が保有する良品計画社員持株会専用信託口から当社従業員持株会への売却14,600株を含めておりません。

当期間における処理自己株式数には、野村信託銀行株式会社が保有する良品計画社員持株会専用信託口から当社従業員持株会への売却2,000株を含めておりません。

- 2 当事業年度における当社保有自己株式数には、野村信託銀行株式会社が保有する当社株式51,900株（良品計画社員持株会専用信託口）及び三井住友信託銀行株式会社が保有する当社株式60,000株（海外グループ会社の役員を受益者とする他益信託）を含めておりません。

当期間における当社保有自己株式数には、野村信託銀行株式会社が保有する当社株式49,900株（良品計画社員持株会専用信託口）及び三井住友信託銀行株式会社が保有する当社株式60,000株（海外グループ会社の役員を受益者とする他益信託）を含めておりません。

- 3 当期間における取得自己株式には平成30年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値の向上に努め、株主の皆様への継続的な利益還元を重要な課題として位置付けております。利益配当金につきましては連結業績に基づいた配当性向30%（年間）を基準といたしております。この方針のもと、当期の期末配当金は、当期の業績を勘案し、前期に比べ27円増配し、1株当たり183円と決定いたしました。その結果年間配当金は345円（中間配当金162円）と、前期に比べて52円増配いたしました。

次期の配当につきましては、中間配当191円及び期末配当191円とし、年間配当は382円を予想しております。

内部留保金につきましては、新規出店、既存店舗の改装及び新規事業の投資資金として積極的に充当し、事業活動の安定的な成長の基盤を整備してまいります。

当社は「取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年10月4日 取締役会決議	4,267	162
平成30年5月23日 定時株主総会決議	4,822	183

(注) 1 平成29年10月4日取締役会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する9百万円、三井住友信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する9百万円が含まれております。

2 平成30年5月23日定時株主総会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する9百万円、三井住友信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する10百万円が含まれております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
最高(円)	11,840	15,640	29,040	26,590	37,450
最低(円)	6,040	8,720	15,730	18,230	22,610

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年9月	10月	11月	12月	平成30年1月	2月
最高(円)	34,550	33,700	36,600	36,900	37,350	37,450
最低(円)	29,750	31,350	32,350	34,300	34,200	33,250

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

5 【役員の状況】

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長 (兼)執行役員	-	金井 政明	昭和32年10月13日生	昭和51年4月 株式会社西友ストアー長野(現合同会社西友)入社 平成5年9月 当社入社 平成12年5月 当社取締役営業本部生活雑貨部長 平成13年1月 当社常務取締役営業本部長 平成15年5月 当社代表取締役専務取締役 (兼)執行役員商品本部長 (兼)販売本部、宣伝販促室管掌 平成20年2月 当社代表取締役社長 (兼)執行役員 平成27年5月 当社代表取締役会長(兼)執行役員(現任)	(注)4	11
代表取締役社長 (兼)執行役員	-	松崎 暁	昭和29年3月10日生	昭和53年4月 株式会社西友ストアー(現合同会社西友)入社 平成17年7月 当社入社 当社海外事業部アジア地域担当部長 平成20年2月 当社執行役員 海外事業部中国担当部長 平成23年5月 当社取締役(兼)執行役員 海外事業部長 平成24年5月 当社常務取締役(兼)執行役員 海外事業部長 平成25年5月 当社専務取締役(兼)執行役員 海外事業部長 平成27年5月 当社代表取締役社長(兼)執行役員(兼)株式会社MUJI HOUSE代表取締役社長(現任)	(注)5	1
常務取締役 (兼)執行役員	商品本部長	清水 智	昭和49年3月14日生	平成8年10月 当社入社 平成23年6月 当社無印良品有楽町店長 平成25年6月 当社販売部長 平成27年5月 当社取締役(兼)執行役員 販売部長 平成27年6月 当社取締役(兼)執行役員 東アジア事業部長 平成29年2月 当社取締役(兼)執行役員 生活雑貨部長 平成30年2月 当社常務取締役 (兼)執行役員 商品本部長 (兼)生活雑貨部長、イデー事業部長(現任)	(注)5	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (兼)執行役員	東アジア 事業部長	鈴木 啓	昭和39年8月4日生	昭和62年4月 株式会社西武百貨店(現株式会社 そごう・西武)入社 平成7年12月 当社入社 平成13年2月 当社海外事業部長 平成17年2月 当社執行役員 海外事業部欧州地域担当部長 平成19年2月 当社執行役員 総務人事・J-SOX担当部長 平成24年5月 当社取締役(兼)執行役員 生活雑貨部長 平成29年2月 当社取締役(兼)執行役員 東アジア事業部長(現任)	(注)4	3
取締役 (兼)執行役員	欧米事業部長	岡崎 令	昭和44年8月3日生	平成6年4月 住商オットー株式会社入社 平成18年4月 株式会社ファーストリテイリング 入社 平成21年11月 当社入社 当社衣服・雑貨部長付部長 平成22年9月 当社衣服・雑貨部長 平成25年6月 当社執行役員 衣服・雑貨部長(兼)食品部、カ フェ・ミール事業部管掌 平成27年5月 当社取締役(兼)執行役員 衣服・雑貨部長(兼)食品部、カ フェ・ミール事業部管掌 平成27年6月 当社取締役(兼)執行役員 欧米事業部長(現任)	(注)5	0
取締役 (兼)執行役員	西南アジア・ オセアニア事業 部長	山本 祐樹	昭和47年1月17日生	平成7年11月 当社入社 平成18年2月 当社販売本部 お客様室長 平成19年2月 当社無印良品有楽町店長 平成20年9月 当社販売部長 平成22年2月 当社海外事業部中国担当 営業担当部長 平成26年9月 当社執行役員 平成27年5月 当社取締役(兼)執行役員 海外事業部韓国担当部長 平成27年6月 当社取締役(兼)執行役員 西南アジア・オセアニア事業部長 平成30年2月 当社取締役(兼)執行役員 西南アジア・オセアニア事業部長 (兼)オーストラリア担当部長 (現任)	(注)5	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	遠藤 功	昭和31年5月8日生	昭和54年4月 三菱電機株式会社入社 昭和63年10月 ポストン・コンサルティング・グループ入社 平成4年10月 アンダーセン・コンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 平成8年10月 同社パートナー 平成9年9月 日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社(現PwCコンサルティング合同会社)パートナー兼取締役 平成12年5月 株式会社ローランド・ベルガー代表取締役社長 平成18年4月 同社会長(現任) 平成23年5月 当社社外取締役(現任) 平成26年6月 S O M P Oホールディングス株式会社社外取締役(現任) 平成26年6月 日新製鋼株式会社社外取締役(現任)	(注)5	1
取締役	-	柳生 昌良	昭和27年6月27日生	昭和46年4月 日本電装株式会社(現株式会社デンソー)入社 平成13年1月 同社生産管理部長 平成16年6月 同社常務役員 平成18年6月 同社顧問 株式会社デンソー北九州製作所(現株式会社デンソー九州)代表取締役社長 平成22年6月 浜名湖電装株式会社 代表取締役社長 平成28年5月 当社社外取締役(現任) 同 年6月 株式会社デンソー エグゼクティブアドバイザー(現任)	(注)4	-
取締役	-	吉川 淳	昭和29年4月7日生	昭和53年4月 野村證券株式会社(現野村ホールディングス株式会社)入社 平成12年6月 同社取締役 米州本部担当 平成14年4月 同社取締役 企業金融本部担当 平成20年4月 野村アセットマネジメント株式会社 取締役(兼)執行役社長 平成23年6月 野村ホールディングス株式会社 専務執行役員 米州地域CEO 平成25年6月 同社取締役 代表執行役COO(兼)ホールセール部門CEO 平成28年6月 野村ホールディングス株式会社 顧問 平成29年4月 野村不動産株式会社 取締役(現任) 同 年6月 野村不動産ホールディングス株式会社 取締役会長(現任) 平成30年5月 当社社外取締役(現任)	(注)4	0

名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	-	榎田 隆史	昭和30年 8月20日生	昭和57年 4月 株式会社西友ストア(現合同会社西友)入社 平成11年 6月 当社入社 平成11年 6月 当社人事部人事課長 平成15年 9月 当社管理部総務人事担当部長 平成17年 2月 当社監査室長 平成20年 9月 当社人材育成委員会事務局長 平成26年 9月 無印良品(上海)商業有限公司 監事(現任) 平成27年 5月 当社監査役(常勤)(現任)	(注)6	0
監査役	-	服部 勝	昭和20年 2月12日生	昭和49年 7月 オリエンツ・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 平成 3年 2月 同社経理部長 平成 8年 2月 同社総合計画室長 平成10年 6月 同社執行役員 平成14年 6月 富士火災海上保険株式会社監査役 平成17年 6月 同社取締役、監査委員 平成18年 1月 オリックス株式会社専務執行役員 同 年 8月 同社監査委員会事務局長 平成20年 1月 同社顧問 同 年 3月 スミダコーポレーション株式会社 取締役、監査委員 同 年 5月 当社社外監査役(現任)	(注)7	1
監査役	-	井上 雄二	昭和23年 4月 4日生	昭和46年 4月 株式会社リコー入社 平成 5年 4月 同社経理本部財務部長 平成10年 4月 同社経理本部本部長 平成11年 6月 リコーリース株式会社 常務取締役 営業本部長 平成12年 4月 同社代表取締役社長 同 年 6月 株式会社リコーグループ執行役員 平成16年 6月 同社常務取締役ファイナンスソリューション担当 平成17年6月 リコーリース株式会社代表取締役社長執行役員 平成21年 6月 株式会社リコー常任監査役(常勤) 平成26年 6月 インフォテリア株式会社社外監査役(現任) 平成27年 6月 アンリツ株式会社社外取締役監査等委員(現任) 平成28年 5月 当社社外監査役(現任)	(注)7	-
監査役	-	市川 佐知子	昭和42年 1月17日生	平成 9年 4月 弁護士登録 田辺総合法律事務所入所 平成17年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成23年 1月 田辺総合法律事務所パートナー(現任) 平成27年 5月 アンリツ株式会社 社外取締役 同 年 6月 公益社団法人会社役員育成機構理事(現任) 平成30年 5月 当社社外監査役(現任)	(注)8	-
						21

- (注) 1 取締役遠藤功、柳生昌良、吉川淳は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役服部勝、井上雄二、市川佐知子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役遠藤功、柳生昌良、吉川淳及び監査役服部勝、井上雄二、市川佐知子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4 平成30年5月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 5 平成29年5月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 6 平成27年5月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 7 平成28年5月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 8 平成30年5月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

- 9 当社では、経営の意思決定を明確にし、業務執行を迅速化するために、平成14年2月より執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は19名で、上記兼務役員のほか、以下の13名にて構成されております。

取締役を兼務しない執行役員：男性10名、女性3名（取締役を兼務しない執行役員のうち女性の比率23.1%）

役職及び担当業務	氏名
グローバル事業推進担当部長	大木 宏人
品質保証部長（兼）研究技術部長 （兼）お客様室 管掌	萩原 由美子
衣服・雑貨部長	齋藤 陽司
人事総務部長 （兼）店舗監査室、本部・グローバル監査室、法務部 管掌	齊藤 正一
宣伝販促室長 （兼）WEB事業部 管掌	矢島 岐
東アジア事業部 香港担当部長 MUJI(HONG KONG)CO.,LTD. Managing Director	孔 慧蘭
東アジア事業部 中国担当部長 無印良品（上海）商業有限公司 董事兼総経理	山本 直幸
店舗開発部長 （兼）販売部、業務改革部、チャンネル開発部、大型店 管掌	門池 直樹
欧米事業部 欧州担当部長 MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED Managing Director	永原 拓生
東アジア事業部 台湾担当部長 台湾無印良品股份有限公司 董事兼総経理	梁 益嘉
ソーシャルグッド事業部長（兼）スペースクリエイション担当部長	生明 弘好
食品部長（兼）カフェ・ミール事業部長	嶋崎 朝子
企画室長 （兼）経理財務担当、情報システム担当、流通推進担当 管掌	牧 光弥

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営体制及び内部統制システムを整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことが、企業価値の継続的な向上につながるという考え方に基づき、透明性の高い経営システムの構築を図ることが、経営の重要課題と捉えております。

その上で、経営上の全てのステークホルダー（株主様、お客様、従業員、社会、協力会社）に対し、円滑な関係の維持、発展に努めるとともに、迅速かつ積極的な情報開示に努めてまいります。

企業統治の体制

1) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ、当社の取締役会は、社内取締役6名（執行役員兼務6名）及び東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ている社外取締役3名で構成しております。社外取締役は、取締役会において独立した立場で活発に経営に対する提言を行い、監督機能の一層の充実に寄与しております。

また、監督機能と執行機能の役割分担を明確にするために、当社は執行役員制度を採用し、業務執行権限の委譲及び責任の明確化を行うことにより、意思決定及び執行の迅速化を進めております。

なお、取締役会は月2回の開催を原則とし、平成30年2月期は23回開催しております。

ロ、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は現在4名（うち常勤監査役1名）の監査役で構成され、その内3名は社外監査役で構成されております。また、同3名は、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じて、取締役の職務遂行について監査しております。また、内部監査部門、会計監査業務を執行する会計監査人とも常時連携をとっております。

なお、監査役会は月1回開催を原則とし、平成30年2月期は14回開催しております。

ハ、当社は、取締役の報酬等を取締役に答申する報酬諮問委員会を設置し、社外取締役3名（議長1名を含む）、社内取締役2名で構成しております。加えて、取締役の選任等を取締役に答申する指名諮問委員会を設置し、社外取締役3名（議長1名を含む）、社内取締役2名で構成しております。

2) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、以下の通り、取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という）を整備しております。

イ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【方針】

- ・取締役会は、法令・定款が定める取締役会で決議すべき事項のほか、社内規程にて取締役会で決議すべき重要な経営に関わる事項及び各会議体で決議すべき事項を定めることとし、これらに従い取締役会及び各会議体において総合的に検討して意思決定することとします。
- ・当社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、十分な監督体制を設けることとします。各種専門的な分野における委員会を設置し、適切に審議することとします。
- ・コンプライアンス活動及びリスク管理をより実効的にするため、重要な課題を「コンプライアンス・リスク管理委員会」で適切に審議することとします。
- ・倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、取締役はこれを遵守するよう徹底することとします。
- ・当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携できる体制を構築し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとします。

【運用状況の概要】

- ・社内規程にて取締役会又は各会議体で決議すべき事項を規定した規程に基づき、総合的に検討して意思決定をしております。
- ・当社は、独立した3名の社外取締役及び3名の社外監査役を選任し、取締役会の監督機能を確保しております。また、それぞれの独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場から活発に意見を述べております。
- ・各種委員会は定期的開催され、取締役、執行役員、部門長をメンバーとして、問題点の把握及び改善を迅速かつ具体的に進めております。また、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置し、各々社外取締役を委員長として、役員人事及び役員報酬の決定の透明性・公平性を確保しております。
- ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」は年2回以上開催され、コンプライアンス及びリスクに関する情報を収集し、重要な課題を審議し、取締役会に報告しております。また、情報の収集体制及び取締役会

への報告内容は当社が置かれた状況、及び社会的な背景を鑑み、随時改善すべき課題を認識し、改善に取り組んでおります。

- ・「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
- ・当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して、定期的に情報交換を行っております。

ロ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【方針】

- ・意思決定の際には損失の危険（リスク）について適切に分析を行い、メリット・デメリットを含めて総合的に検討を行い意思決定するものとします。
- ・体系的なリスク管理を行うための関係規程を定め、損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、及び再発の防止を図ることとします。
- ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、及び再発の防止について、総合的に当社が置かれた状況、及び社会的な背景を鑑みたくえで、課題を定め、対応を検討し、モニタリングをすることとします。
- ・損失の危険（リスク）を総合的に把握するための情報収集スキーム及び報告ルール等を整備することとします。
- ・各種専門的な分野における委員会を設置し、それぞれの分野における損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、及び再発の防止について、適切に審議することとします。

【運用状況の概要】

- ・稟議決裁において、資料にメリット・デメリットの情報を整理して記載することとして損失の危険（リスク）を含めて把握し、総合的に意思決定を行っております。
- ・取締役会においては、独立した社外取締役及び社外監査役から損失の危険（リスク）の面からの質問も活発にされ、総合的な検討のもと、意思決定をしております。
- ・体系的なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント規程」を整備し、損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、再発防止を図っております。
- ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」では、想定される、損失の危険（リスク）に関して各部門が認識し対応を把握するため、「リスク管理一覧表」を作成し、当社の業務マニュアルと連動させることにより具体的な対応の周知、徹底を図っております。また、各部門は損失の危険（リスク）に関する事項について、定期的に見直しを行い、この「リスク管理一覧表」を更新しております。
- ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年2回以上開催して、その際に課題を定め、対応を討議し、さらに対応状況をモニタリングしており、その結果については、定期的に取り締役に報告しております。
- ・総合的に損失の危険（リスク）に関する情報を収集するための報告窓口を整備し、情報の収集をしております。
- ・各種専門的な分野における委員会は定期的で開催され、特に当社の最も重要な経営資源である商品の品質に関しては、より一層の品質管理向上を目指して「品質向上委員会」にて様々な角度から討議しております。

ハ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【方針】

- ・中期の計画及び年度ごとの会社方針を策定し、各部門における方針を迅速かつ統一的に策定できるようにすることとします。
- ・職務の執行が効率的に行われるよう、各部門及び現場の情報が迅速かつ適切に経営陣全体で共有できるような体制とすることとします。
- ・経営陣による意思決定又は各部門により実施される各施策が現場を含めた全社的に効率的に伝わるような体制とすることとします。
- ・業務を標準化するための業務マニュアルを中期的に定着させることにより、役割分担、意思決定、業務の簡素化及び効率化を図ることとします。
- ・各部門又は各機能における業務執行の責任者を定め、権限の委譲、階層の簡素化を図ることとします。

【運用状況の概要】

- ・「中期経営計画」を策定し、かつ年度ごとの計画を策定しており、各部門は「部門政策」において、当該計画を踏まえ、各部門の方針を策定しております。
- ・法定の会議体のほか、経営会議、営業会議等の定期的な開催により月次・週次・日次で経営陣は、各部門の情報を共有しており、各部門間においても情報を共有しております。
- ・前項の会議体による情報の伝達のほか、現場を含め全社的に各施策、指示及び情報を伝達するための社内インフラを整備しております。さらに、当社において重要な位置づけにある店舗においても、システム化された「業務連絡」として機能しております。
- ・業務マニュアルを「業務基準書」として定着させており、定期的に更新され、そのなかで役割分担等が定められ、業務を標準化し、効率化しております。
- ・業務執行の迅速化のため、執行役員制度を採用し、権限を付与し、迅速な意思決定及び業務執行の効率化を図っております。

二．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【方針】

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程を定め、その関係規程及び法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理することとします。

【運用状況の概要】

- ・関係規程及び法令に基づき、各担当部門に取締役の職務の執行に必要となる会議体資料や議事録等の情報を適切に保存及び管理しており、必要に応じて取締役及び監査役が常時閲覧できるようにしております。また、情報セキュリティについては「システム情報管理基準」に従い、セキュリティに留意し管理しております。

ホ．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【方針】

- ・社内規程にて使用人が遵守すべき事項を定めることとし、これらに従い使用人が職務を執行することを徹底することとします。
- ・倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、使用人はこれを遵守するよう徹底することとします。
- ・使用人が留意すべき事項について、研修及び勉強会をととして学ぶ機会を設けることとします。
- ・コンプライアンスに関わる問題に関して、使用人が通報・相談できる窓口を設置し、問題の発見、予防を図ることとします。
- ・法令、定款、社内規程、及び当社が定める業務マニュアルである「業務基準書」を遵守させるため、監査を行うこととします。

【運用状況の概要】

- ・「社員就業規則」「賞罰規程」「個人情報保護規程」等にて、使用人が遵守すべき事項を定め、使用人が常時閲覧できるよう社内インフラに掲示しております。また、使用人が携帯すべき冊子において、当社において遵守すべき事項を掲載しております。
- ・「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
- ・個人情報についてのEラーニング、店長研修等を実施し、使用人が留意すべき事項について学ぶ機会を設けております。
- ・通報・相談できる窓口として「良品計画グループヘルプライン」を社内及び社外に設置し、社外の窓口については、弁護士がこれにあたっております。
- ・定期的に監査を実施し、取締役会に報告しております。また、当該監査において発見された問題については、直ちに改善を実施しております。

ヘ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【方針】

- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社に関する規程において定め、事前承認又は当社に報告を求めるとともに、案件によっては当社の会議体、その他の決裁の場において審議することとします。
- ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の損失の危険（リスク）の管理に関しては、子会社に対しても当社と同様の取り組みを推進し、損失の危険（リスク）について迅速に当社に報告できる体制を整備することとします。
- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役に対して、職務の執行が効率的に行われるよう、中期計画、年度計画の策定、現場の情報の共有、意思決定の伝達体制、及び業務マニュアルの整備を求めることとします。

- ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社における職務の執行に関する規程を整備し、問題が発生した場合の通報窓口を設置することとします。また、子会社に対してコンプライアンスを求めることとします。

【運用状況の概要】

- ・子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」「業務決裁規程」等の子会社に関する規程を整備しております。当該規程に基づいて、子会社を指導し、子会社の経営上の重要事項について当社にて審議・決裁をしております。
- ・子会社の損失の危険（リスク）の管理に関して、当社は「グループリスク管理規程」を定めており、当該規程に基づいて、子会社においても同様の取り組みを行うよう推進しております。また、損失の危険（リスク）が発生した場合、又はそのおそれがある場合に迅速に当社に報告できるよう、24時間報告を受けられる窓口を設置しております。
- ・子会社において、中期計画、年度計画が策定され、業務マニュアルの整備を進めており、必要に応じて見直ししております。また、現場の情報が共有され当社に報告されております。
- ・子会社にも適用される「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を整備し、子会社に対しても周知し、指導をしております。また、子会社も対象となる通報窓口である「良品計画グループヘルプライン」を設置するとともに、子会社に問題があった際に24時間受けられる報告窓口も設置しております。子会社からは定期的にその状況が取締役会に報告され、適宜適切に取締役会において指導しております。

- ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

【方針】

- ・内部監査部門は、監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助することとします。また、内部監査部門所属の使用人が監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助する際に、取締役は一切不当な制約をしてはならないものとします。

【運用状況の概要】

- ・内部監査部門には、専任の使用人を数名配置しております。また、取締役は、内部監査部門が監査役の職務の遂行を補助する際には、一切不当な制約をしておりません。

- チ．監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【方針】

- ・取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告するものとします。この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含みます。
- ・監査役に報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないこととします。

【運用状況の概要】

- ・監査役は必要に応じて、取締役、執行役員又は使用人を監査役会に参加させ、報告をさせております。また、監査役は、必要に応じて部門の方針を策定する会議を含め、各会議体に出席しております。
- ・監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けておりません。また、各関係規程において通報者が不利な取扱いを受けないことを定めております。

- リ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

【方針】

- ・監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査役が必要と考える金額を予算とするとともに、想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担するものとします。

【運用状況の概要】

- ・監査役の職務の執行に必要となる費用については、出張旅費、書籍代、調査費、その他の必要な費用について、当社が負担しております。

又、その他、監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

【方針】

- ・経営の最高責任者と監査役が定期的に課題について協議し、意思疎通を図る機会を設けるものとします。
- ・会計監査人と監査役が連携できる体制とします。
- ・監査役の求めに応じて各会議体に出席し、各課題の検討・討議・意思決定に影響を与えることができる体制とします。

【運用状況の概要】

- ・代表取締役社長と監査役は、定期的な意見交換会を行っており、経営上の課題、会社を取り巻く損失の危険（リスク）、及び監査上の重要課題について意思疎通を図っております。
- ・監査役は、会計監査人から定期的に会計監査の方法と結果等について報告を受けるほか、随時会計監査人及び内部監査部門と情報の共有を行っております。
- ・監査役は、法定会議のほか、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等の委員会、その他、社内の会議に必要に応じて適宜出席し、意見を述べております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償の限度額は法令が規定する最低限度額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査部門として店舗監査室（専任者6名）、本部・グローバル監査室（専任者5名）を設置しております。内部監査部門は、店舗および本部の社内規定・マニュアルの遵守状況、業務活動全般、手続等の適切性や有効性を監査し、定期的に代表取締役および取締役会に報告しております。また、金融商品取引法が定める「財務報告の適正性に関する内部統制報告制度」の内部統制評価も実施しており、その結果についても取締役会に報告しております。

監査役監査では、取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じて、取締役の職務遂行について監査しております。平成30年2月期は監査役会を14回開催し、監査役の出席率は98%であります。23回開催の取締役会への出席率は100%であります。また、内部監査部門、会計監査業務を執行する会計監査人とも常時連携をとっております。なお、監査役の服部勝氏は当社以外の企業において経理部長等を経験しており、また、監査役の井上雄二氏は当社以外の企業において代表取締役社長等の要職を歴任され、経理や経営の経験と知識を有しております。さらに、監査役の市川佐知子氏は日米の弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人に所属する公認会計士大谷秋洋（継続監査年数6年）、公認会計士川端美穂（継続監査年数1年）、会計監査業務に係る補助として公認会計士4名、その他7名の体制で公正な立場から監査が実施される環境を整備しております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、経営の監督強化と一層の生産性向上を目的として、異業種の代表等を含む独立性の高い社外取締役3名を起用しております。社外取締役の起用により幅広い視点と見識によって取締役会での議論は活発になっており客観性が保たれております。また、取締役の業務執行に対する監督強化として、常勤の監査役1名と専門的知識を有した独立性の高い非常勤の社外監査役3名を起用しております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を候補者として選任するための会社からの独立性に関する基準を定めていないものの、その独立性を株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考に判断し、その他の知見及び経験等を総合的に鑑みたくうえて、透明性、妥当性及び客観性を確保するため、社外取締役が半数以上を占める指名諮問委員会で審議し、取締役会もしくは監査役会又はその両方に答申した内容に基づいて、社外取締役については取締役会が候補者を決定をしており、社外監査役については、監査役会の同意を得て、取締役会が候補者を決定をしております。

役員報酬の内容

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	252	160	39	53	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	11	11	-	-	-	1
社外役員	50	50	-	-	-	6

- (注) 1. スtock・オプションとして取締役に発行する新株予約権に関する報酬額は、第37期定時株主総会(平成28年5月25日)において決議された年額1億円以内であります。なお、上記の金額は平成28年6月8日開催の取締役会及び平成29年6月7日開催の取締役会にて決議した取締役6名に対する新株予約権であります。
2. 賞与は、当事業年度中に役員賞与と引当金として費用処理した取締役賞与であります。
3. 役員ごとの報酬額の総額については、当該金額が1億円以上である役員が存在しないため、記載いたしておりません。

2) 役員の報酬等の決定に関する方針及び決定方法

イ、さらなる企業価値向上に向けて、取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額内で、固定報酬である「基本報酬」の支給、当事業年度の会社業績に連動した「業績連動賞与」の支給、ならびに中長期インセンティブの「ストック・オプション」付与の3種類から構成されており、単年度のみならず、中長期的な視点での経営を動機づける設計といたしております。

取締役の報酬限度額は、第34期定時株主総会(平成25年5月22日)において決議された年額500百万円であります。

取締役の固定報酬である「基本報酬」は、役位に応じ、半数以上が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役に答申した上で決定いたしております。

業務執行から独立した立場である社外取締役を除く取締役に支給する「業績連動賞与」は、以下に定める基準に基づき、各連結会計年度の会社業績に連動して算出された金額を支給するものです。半数以上が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役に答申した上で決定いたしております。

社外取締役を除く取締役に付与する「ストック・オプション」は、予め定められた金額を基礎額としたストック・オプションの付与を行うものです。半数以上が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役に答申した上で決定いたしております。

(社外取締役を除く取締役の「業績連動賞与」支給額算定式)

$$\text{「業績連動賞与」支給額} = (\text{「賞与基準額」} \times \text{「計画比支給係数」} \times 0.8) + (\text{「賞与基準額」} \times \text{「前期比支給係数」} \times 0.2)$$

・「賞与基準額」

対象	賞与基準額 (千円)	支給上限額 (千円)
社外取締役を除く取締役 6名合計	46,592	93,184

・「計画比支給係数」

連結 経常利益 計画比	50 %	60 %	70 %	80 %	90 %	95 %	100 %	105 %	110 %	115 %	120 %	125 %	130 %	130 %
計画比 支給係数	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	以上
	0.0	0.2	0.3	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.3	1.5	1.8	2.0

・「前期比支給係数」

連結 経常利益 前期比	50 %	60 %	70 %	80 %	90 %	95 %	100 %	105 %	110 %	115 %	120 %	125 %	130 %	130 %
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	以上
前期比 支給係数	0.0	0.2	0.3	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.3	1.5	1.8	2.0

- (注) 1. 「経常利益計画比」とは連結経常利益予想値(決算短信における連結業績予想発表値)に対する実績値の比率といたしております。
2. なお、上記対象取締役の役位は、平成30年5月23日に開催の定時株主総会終結後の取締役会で選任された役位とし、その後の昇格或いは降格があった場合においても、賞与基準額の変更は行いません。
3. 「業績連動賞与」が報酬総額に占める比率は、2種類の支給係数ともに1.0の場合、報酬総額の約5分の1となります。

ロ、 監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額内で、監査役会にて協議の上、決定いたしております。基本報酬のみを支給いたしており、業績により変動する要素はありません。

監査役の報酬限度額は、第16期定時株主総会(平成7年5月23日)において決議された年額50百万円であります。

株式の保有状況

- 1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
8銘柄 12,321百万円
- 2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社	1,000,000	6,860	安定的な取引継続のため。
株式会社クレディセゾン	752,100	1,602	安定的な取引継続のため。
日油株式会社	982,000	1,199	安定的な取引継続のため。
日鉄住金物産株式会社	120,420	582	安定的な取引継続のため。
三菱鉛筆株式会社	70,000	394	安定的な取引継続のため。
ダイニック株式会社	1,298,000	249	安定的な取引継続のため。
株式会社しまむら	1,000	14	安定的な取引継続のため。
株式会社パルコ	12,100	14	安定的な取引継続のため。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社	1,000,000	8,090	安定的な取引継続のため。
株式会社クレディセゾン	752,100	1,390	安定的な取引継続のため。
日油株式会社	491,000	1,452	安定的な取引継続のため。
日鉄住金物産株式会社	120,420	735	安定的な取引継続のため。
三菱鉛筆株式会社	140,000	339	安定的な取引継続のため。
ダイニック株式会社	259,600	281	安定的な取引継続のため。
株式会社しまむら	1,000	12	安定的な取引継続のため。
株式会社パルコ	12,100	18	安定的な取引継続のため。

- (注) 1. 平成29年10月1日付で日油(株)は、普通株式2株を1株に併合する株式併合を実施しております。
2. 平成29年7月1日付で三菱鉛筆(株)は、普通株式1株を2株に分割する株式分割を実施しております。
3. 平成29年10月1日付でダイニック(株)は、普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しております。

- 3) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。
- 4) 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。
- 5) 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決める旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	58	-	59	-
連結子会社	-	-	-	-
計	58	-	59	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人与同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、当社及び連結子会社の支払う報酬は86百万円であり、主として海外の連結子会社の監査証明業務に基づく報酬であります。

(当連結会計年度)

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人与同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、当社及び連結子会社の支払う報酬は89百万円であり、主として海外の連結子会社の監査証明業務に基づく報酬であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

特別な方針等は定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画の内容や監査時間等を検討した上で監査役会との協議の上、決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーや参考図書によって理解を深め、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,555	50,875
受取手形及び売掛金	7,929	9,128
商品	72,527	74,288
仕掛品	91	138
貯蔵品	52	46
繰延税金資産	1,376	3,313
未収入金	8,807	9,211
その他	2,144	2,362
貸倒引当金	49	36
流動資産合計	131,435	149,329
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	45,477	49,857
減価償却累計額	18,878	21,681
建物及び構築物(純額)	26,598	28,176
機械装置及び運搬具	3,805	4,313
減価償却累計額	1,639	1,854
機械装置及び運搬具(純額)	2,165	2,459
工具、器具及び備品	17,877	20,255
減価償却累計額	10,511	12,365
工具、器具及び備品(純額)	7,365	7,889
土地	1,931	1,907
リース資産	44	89
減価償却累計額	43	13
リース資産(純額)	1	76
建設仮勘定	550	716
有形固定資産合計	38,613	41,225
無形固定資産		
のれん	5,907	5,348
その他	7,620	8,851
無形固定資産合計	13,528	14,200
投資その他の資産		
投資有価証券	10,917	12,526
繰延税金資産	448	354
敷金及び保証金	16,983	17,829
その他	2,916	2,979
貸倒引当金	137	131
投資その他の資産合計	31,128	33,558
固定資産合計	83,270	88,983
資産合計	214,705	238,313

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,096	20,172
短期借入金	3,000	477
1年内返済予定の長期借入金	7,887	-
未払金	5,987	6,659
未払費用	4,486	5,012
未払法人税等	5,711	9,127
賞与引当金	1,132	1,064
役員賞与引当金	71	80
返品調整引当金	33	22
ポイント引当金	73	69
その他	3,219	7,155
流動負債合計	50,699	49,843
固定負債		
長期借入金	-	1,614
繰延税金負債	4,782	5,787
役員退職慰労引当金	25	36
その他	2,179	6,604
固定負債合計	6,987	14,043
負債合計	57,686	63,886
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,766	6,766
資本剰余金	10,785	10,791
利益剰余金	140,652	162,376
自己株式	10,681	15,334
株主資本合計	147,522	164,599
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,963	4,937
繰延ヘッジ損益	-	2,939
為替換算調整勘定	1,543	3,348
その他の包括利益累計額合計	5,507	5,345
新株予約権	344	377
非支配株主持分	3,645	4,103
純資産合計	157,018	174,426
負債純資産合計	214,705	238,313

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	332,581	378,801
売上原価	167,420	187,731
売上総利益	165,160	191,070
営業収入	700	749
営業総利益	165,861	191,819
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	5,185	5,933
配送及び運搬費	13,463	15,293
従業員給料及び賞与	36,883	42,094
役員賞与引当金繰入額	71	80
借地借家料	32,402	36,406
減価償却費	7,543	8,644
ポイント引当金繰入額	10	3
貸倒引当金繰入額	34	-
その他	32,009	38,081
販売費及び一般管理費合計	112,758	114,652
営業利益	38,278	45,286
営業外収益		
受取利息	221	381
受取配当金	283	196
協賛金収入	77	84
補助金収入	230	447
受取賃貸料	107	114
貸倒引当金戻入額	-	20
持分法による投資利益	-	8
その他	251	209
営業外収益合計	1,172	1,462
営業外費用		
支払利息	43	34
支払手数料	6	1
為替差損	764	663
その他	52	63
営業外費用合計	867	763
経常利益	38,582	45,985
特別利益		
投資有価証券売却益	668	-
固定資産売却益	23	216
その他	32	-
特別利益合計	704	16

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
特別損失		
減損損失	3,326	3,455
固定資産除却損	4,235	4,329
解約違約金	71	36
その他	4	17
特別損失合計	637	838
税金等調整前当期純利益	38,649	45,163
法人税、住民税及び事業税	11,724	14,900
法人税等調整額	1,073	69
法人税等合計	12,798	14,969
当期純利益	25,851	30,193
非支配株主に帰属する当期純利益	19	80
親会社株主に帰属する当期純利益	25,831	30,113

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
当期純利益	25,851	30,193
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,860	974
繰延ヘッジ損益	-	2,939
為替換算調整勘定	3,230	2,075
持分法適用会社に対する持分相当額	-	6
その他の包括利益合計	1,369	115
包括利益	24,481	30,308
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	24,786	29,951
非支配株主に係る包括利益	305	357

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,766	10,807	122,085	6,849	132,809
当期変動額					
剰余金の配当			7,265		7,265
親会社株主に帰属する当期純利益			25,831		25,831
自己株式の取得				4,475	4,475
自己株式の処分		26		643	616
連結子会社の増資による持分の増減		5			5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	21	18,566	3,831	14,713
当期末残高	6,766	10,785	140,652	10,681	147,522

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,102	-	4,469	6,572	348	3,442	143,173
当期変動額							
剰余金の配当							7,265
親会社株主に帰属する当期純利益							25,831
自己株式の取得							4,475
自己株式の処分							616
連結子会社の増資による持分の増減							5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,860	-	2,926	1,065	4	202	867
当期変動額合計	1,860	-	2,926	1,065	4	202	13,845
当期末残高	3,963	-	1,543	5,507	344	3,645	157,018

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,766	10,785	140,652	10,681	147,522
当期変動額					
剰余金の配当			8,389		8,389
親会社株主に帰属する当期純利益			30,113		30,113
自己株式の取得				5,066	5,066
自己株式の処分		1		414	415
株式報酬取引による増加		4			4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	5	21,723	4,652	17,076
当期末残高	6,766	10,791	162,376	15,334	164,599

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,963	-	1,543	5,507	344	3,645	157,018
当期変動額							
剰余金の配当							8,389
親会社株主に帰属する当期純利益							30,113
自己株式の取得							5,066
自己株式の処分							415
株式報酬取引による増加							4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	974	2,939	1,804	161	33	458	330
当期変動額合計	974	2,939	1,804	161	33	458	17,407
当期末残高	4,937	2,939	3,348	5,345	377	4,103	174,426

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	38,649	45,163
減価償却費	6,129	6,872
ソフトウェア投資等償却	1,674	2,126
のれん償却額	798	866
貸倒引当金の増減額（は減少）	34	20
役員賞与引当金の増減額（は減少）	3	9
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	-	10
返品調整引当金の増減額（は減少）	3	1
受取利息及び受取配当金	505	577
支払利息	43	34
為替差損益（は益）	51	263
投資有価証券売却損益（は益）	668	-
持分法による投資損益（は益）	-	8
固定資産除却損	237	329
減損損失	326	455
売上債権の増減額（は増加）	1,479	1,143
たな卸資産の増減額（は増加）	17,893	252
仕入債務の増減額（は減少）	2,884	381
その他の資産の増減額（は増加）	904	280
その他の負債の増減額（は減少）	815	4,223
新株予約権	71	86
その他	186	376
小計	30,347	58,388
利息及び配当金の受取額	500	575
利息の支払額	37	28
法人税等の支払額	11,067	11,952
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,742	46,982
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	607	1,138
定期預金の払戻による収入	56	692
有形固定資産の取得による支出	8,468	9,417
有価証券の取得による支出	4,911	-
有価証券の売却による収入	4,936	-
店舗借地権及び敷金等の支出	1,379	1,353
店舗敷金等回収による収入	595	623
無形固定資産の取得による支出	2,570	3,203
投資有価証券の売却による収入	2,564	-
関係会社株式の取得による支出	-	190
その他	72	304
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,856	14,290

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	2,634	2,552
長期借入れによる収入	-	1,651
長期借入金の返済による支出	6,813	7,961
非支配株主からの払込みによる収入	619	101
自己株式の売却による収入	1,062	454
自己株式の取得による支出	4,475	5,066
配当金の支払額	7,261	8,385
非支配株主への配当金の支払額	127	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,361	21,759
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,186	1,008
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,662	11,941
現金及び現金同等物の期首残高	41,050	35,388
現金及び現金同等物の期末残高	1 35,388	1 47,329

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 22社

連結子会社の名称

株式会社アール・ケイ・トラック
RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD.
RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S.
株式会社MUJI HOUSE
MUJI (HONG KONG) CO., LTD.
MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.
MUJI ITALIA S.p.A.
MUJI Korea Co., Ltd.
無印良品(上海)商業有限公司
MUJI Deutschland GmbH
MUJI Global Sourcing Private Limited
MUJI U.S.A. Limited
MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED
愛姆吉斯(上海)貿易有限公司
MUJI (MALAYSIA) SDN.BHD.
MUJI Retail (Thailand) Co., Ltd.
MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD
台湾無印良品股份有限公司
MUJI CANADA LIMITED
MUJI SPAIN, S.L.
MUJI PORTUGAL, LDA
Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limited

非連結子会社はありません。

(注) 株式会社イデーは、当連結会計年度に吸収合併されたことにより、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

MUJI PHILIPPINES CORP.

(注) MUJI PHILIPPINES CORP.は、当連結会計年度に合併会社として設立されたことにより、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、下記の会社は親会社と決算日が異なりますが、連結財務諸表の作成にあたっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

12月31日 MUJI (HONG KONG) CO., LTD.
 MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.
 MUJI Korea Co., Ltd.
 無印良品(上海)商業有限公司
 MUJI Global Sourcing Private Limited
 MUJI U.S.A. Limited
 愛姆吉斯(上海)貿易有限公司
 MUJI (MALAYSIA) SDN.BHD.
 MUJI Retail (Thailand) Co., Ltd.
 MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD
 台湾無印良品股份有限公司
 MUJI CANADA LIMITED

1月31日 RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD.
 RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S.
 MUJI ITALIA S.p.A.
 MUJI Deutschland GmbH
 MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED
 MUJI SPAIN, S.L.
 MUJI PORTUGAL, LDA

また、Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limitedの決算日は3月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

イ 有価証券

満期保有目的債券

…償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

…決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

…移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

商品 …主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品…個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品…最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ハ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、国内法人は、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
但し、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ハ リース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

連結子会社においては、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき当連結会計年度における見積額を計上しております。

ニ 役員退職慰労引当金

連結子会社においては、役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

なお、当社は平成16年5月より株式型の報酬制度を設け、従来の退職慰労金制度を廃止しております。

また、平成29年4月より当社外国籍執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。

ホ 返品調整引当金

得意先からの返品に伴い発生する損失に備えるため、返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

ヘ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

□ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建債権取引、外貨建債務取引およびそれらの予定取引

ハ ヘッジ方針

為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ その他の工事
工事完成基準

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの効果がおよぶ20年以内の期間にわたり、定額法で償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしが負わない短期投資で取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来するものからなっております。

(8) 消費税および地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下「本制度」という。）を導入し、従業員持株会に「良品計画社員持株会専用信託」（以下「従持信託」という。）を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が良品計画社員持株会（以下「本持株会」という。）に加入するすべての従業員のうち一定の要件を充足する持株会会員を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間（約4年）において、本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得し、一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に本持株会に時価で売却いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末現在1,285百万円、51,900株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末現在1,189百万円

（海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度）

当社は、海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ・プランとして、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入しています。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」という）を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、当社が定める株式交付規程に従い、一定の要件を満たした海外グループ会社の役員に対して、その役職及び各グループ会社の業績に応じて付与されるポイントに基づき、本信託を通じて

当社株式又は当社株式の換価処分代金相当額の金銭を無償で交付します。なお、本制度の信託契約日は平成29年4月19日であり、信託の終了は平成33年7月末日を予定しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計期間末現在1,486百万円、60,000株であります。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
投資有価証券(株式)	-	204百万円

(連結損益計算書関係)

1. 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
1,261百万円	1,435百万円

2. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
建物及び構築物 -百万円	建物及び構築物 15百万円
機械装置及び運搬具 0	機械装置及び運搬具 0
工具、器具及び備品 3	工具、器具及び備品 0
計 3	計 16

3. 減損損失

前連結会計年度(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

主に店舗又は拠点を最小単位としてグルーピングしております。減損対象とした店舗・拠点については、本部経費等配賦後のキャッシュ・フローがマイナス又は一定水準に満たないため、特別損失として326百万円を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを2.76%~7.64%で割引いて算出しております。

(単位：百万円)

会社名・場所	用途	種類	金額
当社 東京	店舗	工具器具備品	0
RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S. フランス	店舗	建物附属設備他	86
MUJI ITALIA S.p.A. イタリア	店舗	建物附属設備他	57
MUJI Deutschland GmbH ドイツ	店舗	建物附属設備他	46
MUJI (HONG KONG) CO.,LTD. 香港	店舗	建物附属設備他	34
MUJI KOREA Co.,Ltd. 韓国	店舗	建物附属設備他	101
		計	326

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

主に店舗又は拠点を最小単位としてグルーピングしております。減損対象とした店舗・拠点については、本部経費等配賦後のキャッシュ・フローがマイナス又は一定水準に満たないため、特別損失として455百万円を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを1.47%～10.00%で割引いて算出しております。

（単位：百万円）

会社名・場所	用途	種類	金額
当社 東京	店舗	工具器具備品	0
MUJI ITALIA S.p.A. イタリア	店舗	建物附属設備他	7
MUJI Deutschland GmbH ドイツ	店舗	建物附属設備他	6
MUJI (HONG KONG) CO.,LTD. 香港	店舗	建物附属設備他	1
MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD. シンガポール	店舗	建物附属設備他	21
無印良品（上海）商業有限公司 中国	店舗	建物附属設備他	11
MUJI U.S.A. Limited アメリカ合衆国	店舗	建物附属設備他	407
		計	455

4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	
建物及び構築物	135百万円	建物及び構築物	217百万円
機械装置及び運搬具	0	機械装置及び運搬具	0
工具、器具及び備品	53	工具、器具及び備品	97
ソフトウェア	46	ソフトウェア	12
その他	-	その他	1
計	235	計	329

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,277百万円	1,403百万円
組替調整額	668	-
税効果調整前	2,608	1,403
税効果額	747	429
その他有価証券評価差額金	1,860	974
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	-	4,649
組替調整額	-	460
資産の取得原価調整額	-	53
税効果調整前	-	4,243
税効果額	-	1,303
繰延ヘッジ損益	-	2,939
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3,230	2,075
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	-	6
その他の包括利益合計	1,369	115

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	28,078	-	-	28,078
合計	28,078	-	-	28,078
自己株式				
普通株式	1,518	204	67	1,656
合計	1,518	204	67	1,656

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社の株式48千株が含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加のうち204千株は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)による買付けによるもの、0千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。株式数の減少のうち18千株は新株予約権の行使によるもの、15千株は信託から持株会への譲渡によるもの、32千株は信託の終了に伴い、残存株式を市場売却したことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	344
合計		-	-	-	-	-	344

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月25日 定時株主総会	普通株式	3,618	136	平成28年2月29日	平成28年5月26日
平成28年10月5日 取締役会	普通株式	3,646	137	平成28年8月31日	平成28年11月1日

(注) 1. 平成28年5月25日定時株主総会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が保有する当社株式に対する6百万円が含まれております。

2. 平成28年10月5日取締役会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が保有する当社株式に対する5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月24日 定時株主総会	普通株式	4,121	利益剰余金	156	平成29年2月28日	平成29年5月25日

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	28,078	-	-	28,078
合計	28,078	-	-	28,078
自己株式				
普通株式	1,656	204	21	1,838
合計	1,656	204	21	1,838

（注）1. 当連結会計年度末の自己株式には、平成29年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が所有する当社株式51千株、「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式60千株が含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加204千株は取締役会決議によるもの、0千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。株式数の減少のうち7千株は新株予約権の行使によるもの、14千株は信託から持株会への譲渡によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	377
合計		-	-	-	-	-	377

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年5月24日 定時株主総会	普通株式	4,121	156	平成29年2月28日	平成29年5月25日
平成29年10月4日 取締役会	普通株式	4,267	162	平成29年8月31日	平成29年11月1日

（注）平成29年10月4日取締役会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する9百万円、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年5月23日 定時株主総会	普通株式	4,822	利益剰余金	183	平成30年2月28日	平成30年5月24日

（注）平成30年5月23日定時株主総会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する9百万円、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する10百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
現金及び預金勘定	38,555百万円	50,875百万円
有価証券勘定	69	44
預入期間が3か月を超える定期預金	3,236	3,590
現金及び現金同等物	35,388	47,329

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
1年内	18,328	22,750
1年超	52,693	78,938
合計	71,021	101,689

(貸主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
1年内	129	116
1年超	340	323
合計	469	440

(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性かつ流動性の高い金融商品に限定し、資金調達については、設備投資計画に照らして必要な資金を銀行から調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、未収入金は主に取引先に預託しているものであり、預託先の信用リスクに晒されております。また一部海外事業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店の際に締結した賃貸借契約に基づき差し入れたものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。また、長期借入金には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれております。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクを低減するために利用している先物為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金並びに敷金及び保証金については、与信管理規程に従い、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

商品等の輸出入に伴う外貨建て取引については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してリスクの低減に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従い、ポジション枠を設けて運用にあたり、グループ取引の状況については、四半期ごとに取締役会に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告等に基づき担当部署が資金繰りを勘案するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.をご参照ください）。

前連結会計年度（平成29年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	38,555	38,555	-
(2) 受取手形及び売掛金	7,929	7,929	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	10,986	10,986	-
(4) 未収入金	8,807	8,807	-
(5) 敷金及び保証金	2,815	2,770	45
資産計	69,094	69,049	45
(1) 買掛金	19,096	19,096	-
(2) 短期借入金	3,000	3,000	-
(3) 未払金	5,987	5,987	-
(4) 未払費用	4,486	4,486	-
(5) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	7,887	7,887	-
負債計	40,458	40,458	-
デリバティブ取引（*）	148	148	-

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	50,875	50,875	-
(2) 受取手形及び売掛金	9,128	9,128	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	12,526	12,526	-
(4) 未収入金	9,211	9,211	-
(5) 敷金及び保証金	3,263	3,198	65
資産計	85,005	84,940	65
(1) 買掛金	20,172	20,172	-
(2) 短期借入金	477	477	-
(3) 未払金	6,659	6,659	-
(4) 未払費用	5,012	5,012	-
(5) 長期借入金	1,614	1,610	3
負債計	33,937	33,933	3
デリバティブ取引（*）	4,619	4,619	-

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (4) 未収入金

これらは短期的に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

- (5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金(返還時期が確定しているもの)については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払金 (4) 未払費用

これらは短期的に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
敷金及び保証金(*)	14,168	14,565

(*) 返還時期が確定していないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 敷金及び保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	38,555	-	-	-
受取手形及び売掛金	7,929	-	-	-
有価証券	69	-	-	-
未収入金	8,807	-	-	-
敷金及び保証金	195	1,455	167	996
合計	55,557	1,455	167	996

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	50,875	-	-	-
受取手形及び売掛金	9,128	-	-	-
未収入金	9,211	-	-	-
敷金及び保証金	420	1,688	280	874
合計	69,636	1,688	280	874

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,000	-	-	-	-	-
長期借入金	7,887	-	-	-	-	-
合計	10,887	-	-	-	-	-

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	477	-	-	-	-	-
長期借入金	-	424	-	1,189	-	-
合計	477	424	-	1,189	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	10,917	5,204	5,712
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	10,917	5,204	5,712
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		10,917	5,204	5,712

当連結会計年度(平成30年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	12,321	5,204	7,116
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	12,321	5,204	7,116
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		12,321	5,204	7,116

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	2,564	668	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	7,360	-	84	84
	売建 人民元	7,830	489	51	51
	シンガポールドル	1,273	175	12	12
	合計	16,464	664	148	148

(注)時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	2,240	-	89	89
	売建 英ポンド	2,879	934	114	114
	ユーロ	527	391	38	38
	人民元	1	-	0	0
	シンガポールドル	3	-	0	0
	合計	5,652	1,325	63	63

(注)時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当するものではありません。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	95,656	61,707	3,899	
	売建 人民元	売掛金	12,195	2,707	541	
	台湾ドル	売掛金	5,777	1,485	73	
	韓国ウォン	売掛金	4,237	1,111	46	
	シンガポールドル	売掛金	3,638	2,448	11	
	カナダドル	売掛金	2,674	1,943	61	
	タイパーツ	売掛金	1,053	295	50	
	オーストラリアドル	売掛金	964	300	5	
	合計			126,197	71,998	4,555

(注)時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
販売費及び一般管理費	71	86

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年5月26日	平成17年5月25日	平成18年5月24日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 および 当社執行役員 11名	当社取締役 および 当社執行役員 10名	当社取締役 6名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 9,900株	普通株式 8,700株	普通株式 4,000株
付与日	平成17年4月6日	平成17年6月15日	平成18年7月12日
権利確定条件	当社取締役または執行役員 の退任	当社取締役または執行役員 の退任	当社取締役の退任
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成17年4月7日から 平成36年5月31日まで	平成17年6月15日から 平成37年5月31日まで	平成18年7月13日から 平成38年5月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年5月24日	平成19年7月3日	平成20年7月2日
付与対象者の区分及び数	当社執行役員 4名	当社取締役 6名 当社執行役員 4名	当社取締役 6名 当社執行役員 7名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 1,700株	普通株式 6,500株	普通株式 12,900株
付与日	平成18年7月12日	平成19年7月19日	平成20年7月17日
権利確定条件	当社執行役員 の退任	当社取締役または執行役員 の退任	当社取締役または執行役員 の退任
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成18年7月13日から 平成38年5月31日まで	平成19年7月20日から 平成39年5月31日まで	平成20年7月18日から 平成40年5月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年7月13日	平成22年7月9日	平成23年6月1日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社執行役員 6名	当社取締役 6名 当社執行役員 6名	当社取締役 6名 当社執行役員 6名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 18,500株	普通株式 21,600株	普通株式 19,900株
付与日	平成21年7月28日	平成22年7月26日	平成23年6月16日
権利確定条件	当社取締役または執行役員 の退任	当社取締役または執行役員 の退任	当社取締役または執行役員 の退任
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成21年7月29日から 平成41年5月31日まで	平成22年7月27日から 平成42年5月31日まで	平成23年6月17日から 平成43年5月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年6月13日	平成25年6月12日	平成26年6月4日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社執行役員 6名	当社取締役 6名 当社執行役員 6名	当社取締役 6名 当社執行役員 6名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 16,900株	普通株式 9,000株	普通株式 6,600株
付与日	平成24年6月28日	平成25年6月27日	平成26年6月19日
権利確定条件	当社取締役または執行役員 の退任	当社取締役または執行役員 の退任	当社取締役または執行役員 の退任
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成24年6月29日から 平成44年5月31日まで	平成25年6月28日から 平成45年5月31日まで	平成26年6月20日から 平成46年5月31日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年5月27日	平成28年6月8日	平成29年6月7日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 7名 当社執行役員 6名	当社取締役 7名 当社執行役員 6名	当社取締役 6名 当社執行役員 10名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 3,800株	普通株式 3,200株	普通株式 3,600株
付与日	平成27年6月11日	平成28年6月23日	平成29年6月22日
権利確定条件	当社取締役または執行役員 の退任	当社取締役または執行役員 の退任	当社取締役または執行役員 の退任
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成27年6月12日から 平成47年5月31日まで	平成28年6月24日から 平成58年5月31日まで	平成29年6月23日から 平成59年5月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年 5月26日	平成17年 5月25日	平成18年 5月24日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	2,000	2,400	700
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	2,000	2,400	700
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 5月24日	平成19年 7月 3日	平成20年 7月 2日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	800	1,700	4,600
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	700
未確定残	800	1,700	3,900
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	500	-	100
権利確定	-	-	700
権利行使	-	-	700
失効	-	-	-
未行使残	500	-	100

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 7月13日	平成22年 7月 9日	平成23年 6月 1日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	6,800	8,100	7,900
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	1,000	1,200	1,100
未確定残	5,800	6,900	6,800
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,000	300	1,100
権利確定	1,000	1,200	1,100
権利行使	1,000	1,200	1,100
失効	-	-	-
未行使残	1,000	300	1,100

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 6月13日	平成25年 6月12日	平成26年 6月 4日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	8,100	4,900	3,600
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	900	500	400
未確定残	7,200	4,400	3,200
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	900	700	500
権利確定	900	500	400
権利行使	900	500	400
失効	-	-	-
未行使残	900	700	500

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年 5月27日	平成28年 6月 8日	平成29年 6月 7日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	3,500	2,900	-
付与	-	-	3,600
失効	-	-	-
権利確定	500	500	400
未確定残	3,000	2,400	3,200
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	500	500	400
権利行使	500	500	400
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年 5月26日	平成17年 5月25日	平成18年 5月24日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	8,121

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 5月24日	平成19年 7月 3日	平成20年 7月 2日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	36,000
公正な評価単価(付与日)(円)	8,121	6,701	4,736

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 7月13日	平成22年 7月 9日	平成23年 6月 1日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	36,000	36,000	36,000
公正な評価単価(付与日)(円)	2,931	2,278	2,810

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 6月13日	平成25年 6月12日	平成26年 6月 4日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	36,000	36,000	36,000
公正な評価単価(付与日)(円)	3,304	7,229	9,989

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年 5月27日	平成28年 6月 8日	平成29年 6月 7日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	36,000	36,000	36,000
公正な評価単価(付与日)(円)	19,232	22,262	25,287

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与された平成29年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1)使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2)主な基礎数値及び見積方法

	平成29年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	年率36.665%
予想残存期間 (注) 2	15年
予想配当 (注) 3	1株あたり293円
無リスク利率 (注) 4	0.280%

(注) 1 過去15年(平成14年6月22日から平成29年6月22日まで)の日次株価に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 平成29年2月期の実績配当によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	314百万円	385百万円
未実現利益	139	1,057
たな卸資産	394	387
未払費用	310	398
前受収益	27	331
繰延ヘッジ損益	-	504
その他	246	358
評価性引当額	13	109
繰延税金負債(流動)との相殺	43	-
繰延税金資産(流動)合計	1,376	3,313
繰延税金資産(固定)		
繰越欠損金	602	824
減価償却超過額	338	268
新株予約権	105	115
未払費用	184	232
繰延ヘッジ損益	-	798
その他	335	464
評価性引当額	672	1,154
繰延税金負債(固定)との相殺	446	1,195
繰延税金資産(固定)合計	448	354
繰延税金負債(流動)		
その他	43	-
繰延税金資産(流動)との相殺	43	-
繰延税金負債(流動)合計	-	-
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	1,749	2,135
海外子会社留保利益	3,302	4,660
海外子会社減価償却認容額等	113	67
その他	63	120
繰延税金資産(固定)との相殺	446	1,195
繰延税金負債(固定)合計	4,782	5,787

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
法定実効税率	- %	30.86%
(調整)		
連結子会社の適用税率差異	-	3.08
住民税均等割	-	0.53
海外子会社の留保利益	-	3.01
その他	-	1.83
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	33.15

前連結会計年度(平成29年2月28日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは無印良品事業を主たる事業として、「国内事業」「東アジア事業」「欧米事業」「西南アジア・オセアニア事業」を主な報告セグメントとしてグループ戦略を立案し、事業活動を展開しております。

なお、各報告セグメントに区分される事業は以下のとおりであります。

国内事業・・・日本国内の店舗およびインターネットにて商品販売を行う事業および日本国内の調達物流事業等

東アジア事業・・・東アジアにおいて商品販売を行う事業

欧米事業・・・欧米において商品販売を行う事業

西南アジア・オセアニア事業・・・西アジア、南アジアおよびオセアニアにおいて商品販売を行う事業

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部営業収益および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	国内事業	東アジア 事業	欧米事業	西南 アジア・ オセアニア 事業	計			
営業収益								
(1)外部顧客への 営業収益	215,716	89,704	17,603	10,256	333,280	1	-	333,281
(2)セグメント 間の内部営業収 益又は振替高	211	-	-	-	211	18,876	19,088	-
計	215,928	89,704	17,603	10,256	333,492	18,877	19,088	333,281
セグメント利益又 は損失()	21,953	16,454	852	138	37,694	620	35	38,278
セグメント資産	56,681	67,698	12,940	6,740	144,061	8,181	62,462	214,705
その他の項目								
減価償却費	4,122	2,520	747	412	7,802	2	-	7,804
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額(注) 4	4,221	3,214	1,464	575	9,476	0	2,941	12,418

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル調達事業であります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額 35百万円にはセグメント間取引消去42百万円、棚卸資産の未実現利益消去 78百万円が含まれております。

(2)セグメント資産の調整額62,462百万円には、主として全社資産64,199百万円、セグメント間の債権債務消去額 1,736百万円が含まれております。

全社資産の主なものは、親会社での長期投資資金および各セグメントに配分していない固定資産であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、敷金および保証金等の増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	国内事業	東アジア 事業	欧米事業	西南 アジア・ オセアニア 事業	計			
営業収益								
(1)外部顧客への 営業収益	234,791	109,803	21,225	13,729	379,549	1	-	379,551
(2)セグメント 間の内部営業収 益又は振替高	121	-	-	-	121	17,982	18,103	-
計	234,912	109,803	21,225	13,729	379,671	17,983	18,103	379,551
セグメント利益又 は損失()	28,551	16,861	898	128	44,642	541	103	45,286
セグメント資産	58,934	84,445	13,788	8,942	166,110	7,681	64,520	238,313
その他の項目								
減価償却費	4,632	2,891	881	589	8,995	4	-	8,999
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額(注) 4	4,934	3,456	1,753	862	11,006	12	2,955	13,974

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル調達事業であります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額103百万円にはセグメント間取引消去 5百万円、棚卸資産の未実現利益消去109百万円が含まれております。

(2)セグメント資産の調整額64,520百万円には、主として全社資産68,328百万円、セグメント間の債権債務消去額 3,807百万円が含まれております。

全社資産の主なものは、親会社での長期投資資金および各セグメントに配分していない固定資産であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、敷金及び保証金等の増加額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア・オセアニア	北米	合計
216,831	11,085	98,829	6,536	333,281

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア・オセアニア	北米	合計
28,352	980	7,075	2,203	38,613

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア・オセアニア	北米	合計
236,218	12,017	122,080	9,235	379,551

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア・オセアニア	北米	合計
28,768	1,082	8,706	2,667	41,225

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	国内事業	東アジア事業	欧米事業	西南アジア・オセアニア事業	計			
減損損失	0	135	190	-	326	-	-	326

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	国内事業	東アジア事業	欧米事業	西南アジア・オセアニア事業	計			
減損損失	0	12	421	21	455	-	-	455

【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	国内事業	東アジア事業	欧米事業	西南アジア・オセアニア事業	計			
当期償却額	-	724	74	-	798	-	-	798
当期末残高	-	5,415	492	-	5,907	-	-	5,907

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	国内事業	東アジア事業	欧米事業	西南アジア・オセアニア事業	計			
当期償却額	-	790	76	-	866	-	-	866
当期末残高	-	4,885	462	-	5,348	-	-	5,348

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

重要性が無いため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

重要性が無いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度	当連結会計年度
	自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日	自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日
1株当たり純資産額(円)	5,791.78	6,476.77
1株当たり当期純利益金額(円)	974.99	1,146.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	972.26	1,144.14

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日	自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,831	30,113
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,831	30,113
期中平均株式数(千株)	26,494	26,254
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	74	64
(うち新株予約権)	(74)	(64)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(注) 前連結会計年度において、普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式には、平成26年1月7日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式38千株を含めております。

当連結会計年度において、普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式には、平成29年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式49千株および「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式51千株を含めております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成29年 2月28日)	(平成30年 2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	157,018	174,426
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	3,989	4,481
(うち新株予約権(百万円))	(344)	(377)
(うち非支配株主持分(百万円))	(3,645)	(4,103)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	153,029	169,944
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	26,421	26,239

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数について、控除する自己株式には、平成29年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信

託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が所有する当社株式51千株および「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式60千株を含めております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,000	477	2.41%	-
1年以内に返済予定の長期借入金	7,887	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	1,614	0.83%	平成31~34年
その他有利子負債	-	-	-	-
計	10,887	2,092	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日以後5年以内における返済予定額は、次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	424	-	1,189	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	97,135	182,988	279,951	379,551
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	11,510	21,478	34,273	45,163
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	7,841	14,584	23,271	30,113
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	297.73	554.98	886.14	1,146.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	297.73	257.36	331.24	260.79

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,845	10,328
売掛金	¹ 19,317	¹ 20,924
商品	34,081	33,768
貯蔵品	9	9
前渡金	139	336
前払費用	762	910
繰延税金資産	609	1,336
関係会社短期貸付金	2,551	3,293
未収入金	8,716	12,780
立替金	252	164
その他	320	335
流動資産合計	74,606	84,188
固定資産		
有形固定資産		
建物	28,948	30,294
減価償却累計額	11,066	12,233
建物(純額)	17,881	18,060
構築物	1,932	1,936
減価償却累計額	543	636
構築物(純額)	1,388	1,300
機械及び装置	2,570	2,971
減価償却累計額	771	979
機械及び装置(純額)	1,799	1,992
車両運搬具	245	262
減価償却累計額	164	173
車両運搬具(純額)	81	88
工具、器具及び備品	12,222	13,652
減価償却累計額	7,435	8,923
工具、器具及び備品(純額)	4,787	4,728
土地	1,866	1,866
建設仮勘定	213	363
有形固定資産合計	28,018	28,401
無形固定資産		
借地権	1,478	1,478
ソフトウェア	5,161	6,310
その他	9	12
無形固定資産合計	6,649	7,801
投資その他の資産		
投資有価証券	10,917	12,321
関係会社株式	15,164	15,783
関係会社出資金	2,630	2,630
長期前払費用	122	107
敷金及び保証金	14,057	14,612
その他	2,631	2,737
貸倒引当金	137	131
投資その他の資産合計	45,386	48,060
固定資産合計	80,054	84,263
資産合計	154,660	168,451

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,604	14,633
短期借入金	3,000	-
関係会社短期借入金	-	3,260
1年内返済予定の長期借入金	7,500	-
未払金	2,729	3,104
未払費用	2,736	2,839
未払法人税等	3,830	6,905
前受金	491	526
預り金	346	439
役員賞与引当金	71	80
返品調整引当金	33	22
ポイント引当金	71	69
その他	1,115	3,611
流動負債合計	34,529	35,495
固定負債		
長期借入金	-	1,189
繰延税金負債	1,198	845
役員退職慰労引当金	25	36
その他	179	2,993
固定負債合計	1,403	5,065
負債合計	35,932	40,560
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,766	6,766
資本剰余金		
資本準備金	10,075	10,075
その他資本剰余金	704	705
資本剰余金合計	10,780	10,781
利益剰余金		
利益準備金	493	493
その他利益剰余金		
圧縮積立金	23	23
別途積立金	57,700	57,700
繰越利益剰余金	49,338	65,085
利益剰余金合計	107,555	123,302
自己株式	10,681	15,334
株主資本合計	114,420	125,516
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,963	4,937
繰延ヘッジ損益	-	2,939
評価・換算差額等合計	3,963	1,997
新株予約権	344	377
純資産合計	118,727	127,890
負債純資産合計	154,660	168,451

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	249,515	277,414
売上原価		
商品期首たな卸高	25,489	34,081
当期商品仕入高	164,048	164,949
合計	189,537	199,031
商品期末たな卸高	34,081	33,768
商品売上原価	155,455	165,262
売上総利益	94,059	112,151
営業収入	16,303	17,540
営業総利益	100,362	119,692
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	3,890	4,239
配送及び運搬費	10,520	11,062
従業員給料及び賞与	21,999	23,717
法定福利及び厚生費	3,099	3,705
役員賞与引当金繰入額	71	80
借地借家料	18,467	20,200
営繕費	3,634	4,506
減価償却費	4,421	4,959
事務外注費	276	285
貸倒引当金繰入額	-	7
商品開発費	1,230	1,374
ポイント引当金繰入額	10	3
その他	11,929	14,219
販売費及び一般管理費合計	79,531	88,340
営業利益	20,831	31,351
営業外収益		
受取利息	36	67
受取配当金	22,446	22,501
協賛金収入	77	84
貸倒引当金戻入額	6	6
雑収入	236	280
営業外収益合計	2,803	2,940
営業外費用		
支払利息	19	47
支払手数料	6	1
為替差損	845	261
雑損失	44	61
営業外費用合計	915	372
経常利益	22,719	33,919

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
特別利益		
投資有価証券売却益	668	-
その他	32	94
特別利益合計	701	94
特別損失		
減損損失	0	0
固定資産除却損	3 176	3 195
その他	0	0
特別損失合計	177	196
税引前当期純利益	23,243	33,818
法人税、住民税及び事業税	7,329	9,887
法人税等調整額	7	206
法人税等合計	7,321	9,681
当期純利益	15,921	24,136

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,766	10,075	731	10,807	493	23	57,700	40,682	98,898
当期変動額									
任意積立金の積立						0		0	-
剰余金の配当								7,265	7,265
当期純利益								15,921	15,921
自己株式の取得									
自己株式の処分			26	26					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	26	26	-	0	-	8,656	8,656
当期末残高	6,766	10,075	704	10,780	493	23	57,700	49,338	107,555

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,849	109,622	2,102	-	2,102	348	112,073
当期変動額							
任意積立金の積立			-				-
剰余金の配当		7,265					7,265
当期純利益		15,921					15,921
自己株式の取得	4,475	4,475					4,475
自己株式の処分	643	616					616
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,860	-	1,860	4	1,856
当期変動額合計	3,831	4,797	1,860	-	1,860	4	6,654
当期末残高	10,681	114,420	3,963	-	3,963	344	118,727

当事業年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,766	10,075	704	10,780	493	23	57,700	49,338	107,555
当期変動額									
任意積立金の積立						0		0	-
剰余金の配当								8,389	8,389
当期純利益								24,136	24,136
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	1	1	-	0	-	15,747	15,747
当期末残高	6,766	10,075	705	10,781	493	23	57,700	65,085	123,302

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,681	114,420	3,963	-	3,963	344	118,727
当期変動額							
任意積立金の積立			-				-
剰余金の配当		8,389					8,389
当期純利益		24,136					24,136
自己株式の取得	5,066	5,066					5,066
自己株式の処分	414	415					415
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			974	2,939	1,965	33	1,932
当期変動額合計	4,652	11,095	974	2,939	1,965	33	9,162
当期末残高	15,334	125,516	4,937	2,939	1,997	377	127,890

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

...償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

...移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

...決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの

...移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品 ...総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 貯蔵品 ...最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. デリバティブ等の資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

但し、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等額償却を行っております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

平成16年5月より株式型の報酬制度を設け、従来の退職慰労金制度を廃止しております。

また、平成29年4月より当社外国籍執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬(ファントムストック)制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。

(4) 返品調整引当金

得意先からの返品に伴い発生する損失に備えるため、返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

(5) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建債権取引、外貨建債務取引及びそれらの予定取引

(3) ヘッジ方針

為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

7. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税および地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度)

海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度について、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社項目

関係会社に対する資産には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
流動資産		
売掛金	14,251百万円	15,407百万円

2. 保証債務

次の関係会社について、債務保証を行っております。

(1) 株式会社イデー

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
家賃支払に対する保証	1百万円	-百万円

(2) MUJI U.S.A. Limited

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
家賃支払に対する保証	277百万円 (USD2,462千)	339百万円 (USD3,164千)

(3) MUJI CANADA LIMITED

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
家賃支払に対する保証	506百万円 (CAD5,936千)	1,764百万円 (CAD20,990千)

(4) MUJI PORTUGAL, LDA

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
家賃支払に対する保証	21百万円 (EUR180千)	23百万円 (EUR180千)

(5) MUJI ITALIA S.p.A.

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
家賃支払に対する保証	116百万円 (EUR975千)	127百万円 (EUR975千)

(6) MUJI RETAIL(AUSTRALIA) PTY LTD

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
家賃支払に対する保証	-百万円 (AUD - 千)	601百万円 (AUD7,193千)

(損益計算書関係)

1. このうち主なものは、ロイヤリティ収入であります。

2. 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
受取配当金	2,163百万円	2,305百万円

3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
建物	98百万円	142百万円
工具、器具及び備品	36	44
その他	41	7
計	176	195

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
子会社株式	15,164	15,593
関連会社株式	-	190

これらについては、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	295百万円	375百万円
未払事業所税	53	55
一括償却資産	49	50
たな卸資産	126	132
繰延ヘッジ損益	-	504
その他	125	217
繰延税金負債(流動)との相殺	40	-
繰延税金資産(流動)合計	609	1,336
繰延税金資産(固定)		
関係会社株式評価損	263	263
新株予約権	105	115
減価償却超過額	54	48
繰延ヘッジ損益	-	798
その他	142	134
繰延税金負債(固定)との相殺	565	1,360
繰延税金資産(固定)合計	-	-
繰延税金負債(流動)		
信託資産	40	-
繰延税金資産(流動)との相殺	40	-
繰延税金負債(流動)合計	-	-
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	1,749	2,135
その他	14	70
繰延税金資産(固定)との相殺	565	1,360
繰延税金負債(固定)合計	1,198	845

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
法定実効税率 (調整)	- %	30.86%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	1.98
住民税均等割	-	0.69
外国子会社配当金に係る外国税	-	0.41
納付したとみなされる控除対象外国法人税額	-	0.03
子会社合併による影響額	-	0.42
その他	-	0.90
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	28.63

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	28,948	2,005	659	30,294	12,233	1,483	18,060
構築物	1,932	6	2	1,936	636	92	1,300
機械及び装置	2,570	400	0	2,971	979	208	1,992
車両運搬具	245	40	24	262	173	33	88
工具、器具及び備品	12,222	1,677	248 (0)	13,652	8,923	1,637	4,728
土地	1,866	-	-	1,866	-	-	1,866
建設仮勘定	213	850	699	363	-	-	363
有形固定資産計	47,999	4,981	1,633 (0)	51,347	22,946	3,456	28,401
無形固定資産							
借地権	1,478	-	-	1,478	-	-	1,478
ソフトウェア	12,353	4,048	1,007	15,394	9,084	1,791	6,310
その他	11	16	-	28	15	0	12
無形固定資産計	13,843	4,065	1,007	16,901	9,099	1,793	7,801
長期前払費用	218	22	5	236	129	37	107

(注) 1. 当期増加額及び減少額の主なものは、下記のとおりであります。

(1)建物	増加	店舗設備	1,722百万円
(2)ソフトウェア	増加	基幹システム等	1,647百万円

2. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	137	-	-	6	131
役員賞与引当金	71	200	190	-	80
返品調整引当金	33	20	30	-	22
ポイント引当金	71	69	71	-	69
役員退職慰労引当金	25	10	-	-	36

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、貸倒懸念債権の回収によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページにて掲載しており、そのアドレスは以下の通りです。 公告掲載URL http://ryohin-keikaku.jp/
株主に対する特典	ありません

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定により請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度（第37期）（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）平成29年4月11日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書の確認書
事業年度（第37期）（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）平成29年4月12日関東財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第38期）（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）平成29年5月25日関東財務局長に提出
- (4) 内部統制報告書及びその添付書類
事業年度（第38期）（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）平成29年5月25日関東財務局長に提出
- (5) 四半期報告書及び確認書
（第39期第1四半期）（自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日）平成29年7月6日関東財務局長に提出
（第39期第2四半期）（自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日）平成29年10月5日関東財務局長に提出
（第39期第3四半期）（自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日）平成30年1月11日関東財務局長に提出
- (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
平成29年5月26日関東財務局長に提出
- (7) 臨時報告書の訂正報告書
上記(6)の臨時報告書の訂正報告書
平成29年6月2日関東財務局長に提出
- (8) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成29年5月1日 至 平成29年5月31日）平成29年6月7日関東財務局長に提出
報告期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年6月30日）平成29年7月6日関東財務局長に提出
報告期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年7月31日）平成29年8月4日関東財務局長に提出
報告期間（自 平成29年8月1日 至 平成29年8月31日）平成29年9月6日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年5月23日

株式会社良品計画

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 秋洋 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川端 美穂 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社良品計画の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社良品計画及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社良品計画の平成30年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社良品計画が平成30年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社良品計画

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 秋洋 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川端 美穂 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社良品計画の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社良品計画の平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。